

1974年版

M.F.J.国内競技規則

総 則

付則1. ロードレース

付則2. モトクロス

付則3. トライアル

'74・全日本選手権大会特別規則

ロードレース

モトクロス

付 則

REGULATIONS



日本モーターサイクル協会



燃える男とNGK





ホイヤー

世界最大のストップウォッチメーカー ホイヤー・レオニダス

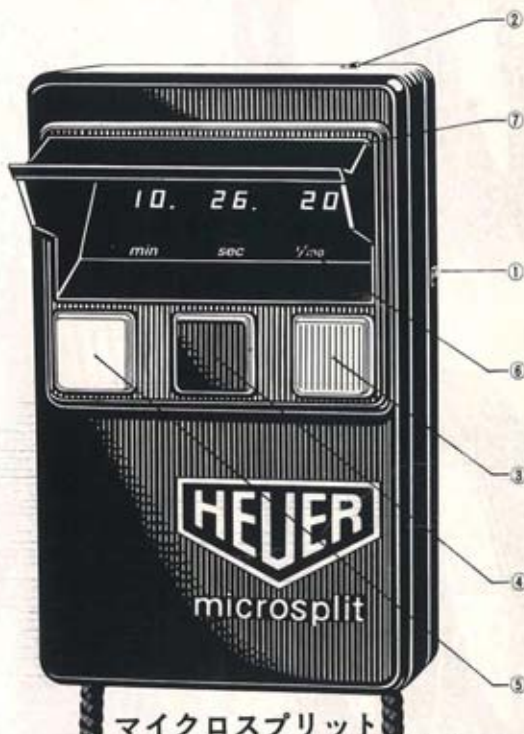
世界のストップウォッチの主流はホイヤー・レオニダスです。その生産量は全世界の±スイス国内の±とされています。ラリー、ジムカーナ、ヨット、ダイビング、飛行機その他あらゆるスポーツ用タイマーのみならず、産業用タイマーの分野でも、世界一の性能を誇っております。

オータビア



Ref. 11630 T クサリ付 ¥84,500

- ① クロノグラフのスタート、ストップ、再スタート
- ② 分 針
- ③ かっこいいホイヤーのマーク
- ④ 時 針
- ⑤ 時間合せ、カレンダー・セット用電頭
- ⑥ 12時間記録計
- ⑦ 30分記録計
- ⑧ ターキメータ
(平均時速と1時間当りの生産単位数の測定)
- ⑨ 見やすいカレンダー
- ⑩ クロノグラフ秒針
- ⑪ クロノグラフの記録計(秒針、分針、時針をあっという間に0にもどすボタン)



マイクロスプリット
Ref. 820 $\frac{1}{100}$ 秒 ¥89,500 (本体のみ)

- ① ON、OFFスイッチ
- ② スプリット/テラー方式の選択ボタン
- ③ スタートキー
- ④ ストップキー
- ⑤ スプリット又はテラー読取キー
- ⑥ 表示窓
- ⑦ フード

※リセット(ゼロに戻す)はスタートとストップキーを同時に押す

光電管、スターティングゲートを接続すれば自動計測が可能。



日本デスコ株式会社

東京・中央区銀座1-13-1 三晃ビル TEL 563-1731代
大阪・南区塩町通4-26-1 東和ビル TEL 252-8833代

カタログ請求券

 **DUNLOP**

モーターサイクルタイヤ



一般用



レーシング用





モトクロス用



輝かしい実績が示す高性能—ダンロップ・モーターサイクルタイヤ。

走行安定性・高速性・耐久性などモーターサイクルタイヤに要求される条件の数々を、世界各地のレースを通じて立証したダンロップタイヤ。この輝かしい実績をベースに開発した一般車用タイプでも、ダンロップタイヤは高く評価されています。

タイヤ性能がみたされてこそ、オートバイも十分に乗りこなしていただけるというわけです。

 住友ゴム工業株式会社
 株式会社 日本ダンロップ



勝利の栄冠をいつまでも!

クールなセンス

最高の技術を誇る

カップ、トロフィー、楯、メダル製造直売

有限
会社

オリエンタル工業

TEL (961) 2007 東京都板橋区板橋 3-33-17

KEI★HIN

サーキットで
オフロードで

京浜CR用キャブレター



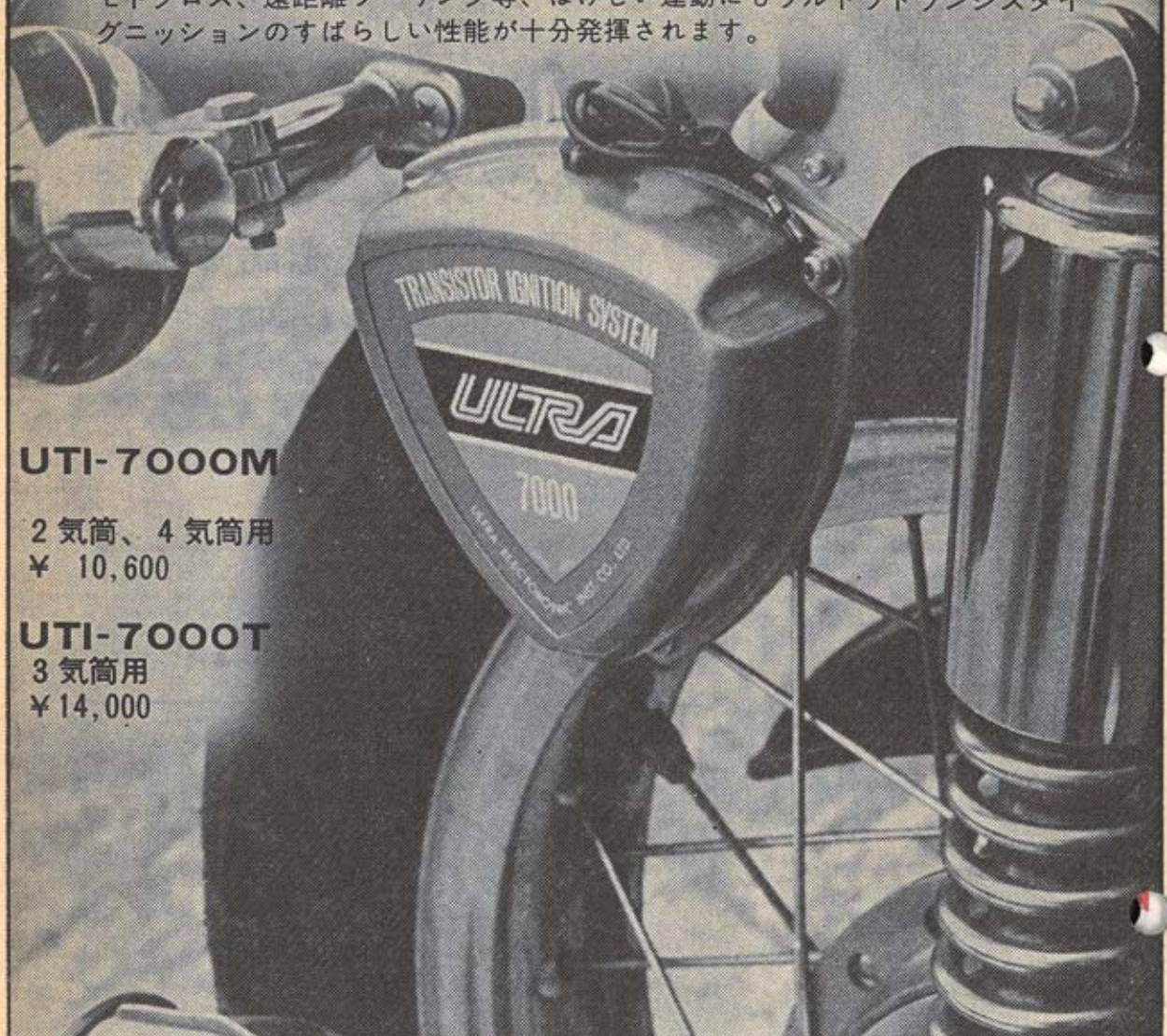
お問合せは、下記取扱店へ

機ホンダRSC	0593(78)1231
ワールドモータース	0593(78)1455
ヨシムラコンペティション	0425(51)5324
スピードショップファントム	03(741)8965
筑波ワールド	0297(42)7198

株式会社 京浜精機製作所
TEL.044(411)6301(代表)

UTIの耐水、耐震性は絶対!

モトクロス、遠距離ツーリング等、はげしい運動にもウルトラトランジスタイグニッションのすばらしい性能が十分発揮されます。



UTI-7000M

2気筒、4気筒用
¥ 10,600

UTI-7000T

3気筒用
¥ 14,000

UTI-7000の特長

- ◆燃料消費率が大幅に向上（高速程よい）
- ◆ポイントの焼損が少ない（機械的摩耗により寿命が決る）
- ◆スパークプラグの汚れがなくなり寿命が延る
- ◆加速性が向上し追越が楽になる
- ◆高速回転性能の向上により最高速度がアップする
- ◆エンジンオイルが2倍以上長持ちする

製造元 **永井電子機器株式会社**
サービス部・TEL 044 (87) 2441



二輪・四輪用品のトップメーカー

コミネオートセンター

本社 〒110 東京都台東区台東4-31-6 TEL代表 (03) 833-2471

コミネ通信販売・割賦販売

- 通信販売でお買い上げの場合は、全商品を一割引き致しております。（切手の場合、定価でお送り下さい。）
- お買い上げの総額から1割引きした金額に送料一律 300円を注文書同封の上送金下さい。
- コミネ割賦販売は原金 $\frac{1}{3}$ 分の1残金5回払い、書類をお申し込み下さい。

1974年度

M.F.J.国内競技規則〔総則〕

本国内競技規則は、国際モーターサイクル連盟 (Federation Internationale Motocycliste—略称F.I.M) の国際スポーツ憲章、F.I.M競技規則、にもとずいて作成され、日本国内のモーターサイクルスポーツの国内規則の一部として発行する。

本国内競技規則は、総則と付則に大別され、競技種目によって内容に差異のある事項は付則に示される。



総則目次

(1) M.F.J. 国内競技規則について……………4	(8) 配布物品……………5	(17) レース……………7
(2) 大会公示、競技会特別規則および公式通知……………4	(9) 賞……………5	(18) レースの終了……………7
(3) 公認……………4	(10) レース出場車両……………5	(19) 入賞車の検査……………8
(4) 運営組織……………4	(11) 公道での走行禁止……………6	(20) レース結果……………8
(5) 参加者およびライダー……………4	(12) 器具および装備品……………6	(21) レースの延期、中止およびうち切り……………8
(6) 出場申し込み……………5	(13) ガソリンおよびオイル……………6	(22) 抗議……………8
(7) 出場申し込み料および保険料……………5	(14) レース前車両検査……………6	(23) 損害の補償……………8
	(15) ライダーおよびレーサーの変更……………6	(24) 競技規則の違反行為に対する罰則……………8
	(16) 予選……………7	

総 則

[1] M. F. J. 国内競技規則について

M. F. J. 国内競技規則は、日本国内のモーターサイクルスポーツのための規則であり、国際モーターサイクル連盟(Fédération Internationale Motocycliste—略称 F.I.M.)の国際スポーツ憲章、F.I.M. 競技規則にもとづいて作成されている。

日本モーターサイクル協会(略称 M.F.J.)は F.I.M. の日本における代表機関として、モーターサイクルスポーツの国内管理、一般的モータリゼーションの振興等の目的のために本国内競技規則を制定、施行する。

I. 適用の範囲

本国内競技規則は、日本国内の全てのモーターサイクルスポーツ国内競技会に適用され、各種目の共通事項は総則に、競技種目によって、内容に差異のある事項は、それぞれの付則に記載する。

II. 競技規則の解釈

競技会開催期間中の判定および競技規則全般の解釈は、F.I.M. 国際スポーツ憲章および本国内競技規則にもとづいて、競技会審査委員会(以下審査委員会という)だけがを行い審査委員会の判定および解釈を最終的なものとする。

[2] 大会公示、競技会特別規則

および公式通知

- (1) 競技会はこの国内競技規則にもとづいて行なわれ、競技会の運営上、競技の細部の規則並びに指示は大会公示、競技会特別規則、および公式通知によって示される。
- (2) 大会公示(以下公示という)、競技特別規則(以下特別規則という)および公式通知(以下すべて特別規則という)は、競技会主催者(以下主催者という)が発行する。
- (3) 特別規則には次の各項が示されなければならない。
 - 1) 競技会の名称
 - 2) 主催者の名称、所在地および連絡先
 - 3) 開催日時
 - 4) 開催場所(コース)
 - 5) 競技の内容と参加者、ライダーの資格
 - 6) 出場申し込み受付場所
 - 7) 出場申し込み締切日時
 - 8) 出場料と保険料金
 - 9) クラス区分
 - 10) 出走者の定員
 - 11) 賞およびその詳細

12) 運営組織

13) その他、国内競技に定められた事項

(4) 競技会運営の細部に亘る規則、指示等で特別規則に記載し得なかった事項は、公式通知(Final Instruction)によって示される。

[3] 公 認

競技会は M.F.J. が許可しない限り M.F.J. 公認と称してはならない。また、M.F.J. 公認競技会の場合、主催者は競技会終了後1週間以内に、M.F.J. へその成績結果を報告しなければならない。

[4] 運 営 組 織

運営にあたっての組織の詳細は特別規則に示される。

[5] 参加者およびライダー

I. 参 加 者

- (1) インターナショナル・コマmercial・ライセンスを所有している車輛、部品およびその関連産業メーカーおよびディーラーで、「参加の申請」をおこなったもの。
- (2) M.F.J. の下部組織である地方本部に所属して、「参加の申請」をおこなった団体および個人。

II. ラ イ ダ ー

ライダーとは M.F.J. 会員で、当該競技会に「出場申し込み」をおこなったもの。

III. ライダーの資格

- (1) 当該競技会出場申込のときに、日本に国籍(スポーツ国籍)を有する当該自動車免許証所持者で、原則として当該特別規則に示された部門に対する競技者資格のライセンスの所持者に限る。ただし、満20才未満のものは親権者の承諾書を必要とする。
- (2) 競技種目により年齢と性別の制限が加えられる。

競 技 種 目	年令・性別制限
ロードレース	16才以上55才未満の男子
モトクロス トライアル	16 才 以 上
耐久レース	内容によりロードレース、 モトクロスに準ずる

- (3) 主催者は競技会当日、免許証とライセンスの提示を求め当日の資格を判定する。
- (4) ライダーは過去6カ月以降重大な刑法上又は道路交通法違反によって処罰された者であってはならない。
- (5) 職業選手又は職業選手として登録されたことのある者は、登録とりけし後1年以上経過した者でなければならない。
- (6) ライダーは、医師によってレース出場可能な健康体であると診断された場合、レース出場資格者、もしくはレース継続資格者としてみとめられる。
主催者は、どのライダーに対しても、指定した医師に

よる健康診断を要求することができる。又この診断をもって最終とする。

(7) 開催期間中、転倒等により負傷したライダーは指定医師の承認を得なければ再び出走することはできない

注 1) 日本国内に3カ月以上継続的に居住した外国人がその期間を証明できる書類を提出すれば、スポーツ国籍は日本にあるものとみなされる。ただし、当人が所属すF.M.N.R.の書面による承諾を必要とする。

注 2) 職業選手とは、日本小型自動車振興会所管のレースのために登録し又は登録された者、および、スタントカー、サーカス等に所属し、モーターサイクルを運転しているところを一般大衆に観せることにより得た報酬を生活のための主たる収入源とする者をいう。

[6] 出場申し込み

I. 申し込み方法

(1) 申し込み締切日、申し込み場所、その他の詳細については当該特別規則に示される。

(2) 申し込みは主催者より支給された「申し込み書」を用い、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 1) 健康診断書(主催者の指示による)
- 2) 親権者の承諾書(ただし20才未満のもの)

II. 申し込み受け付けの条件

(1) 主催者より支給された用紙の記載事項の全部に、指示どおり記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない。

(2) 出場申し込みは各クラス毎になされる。

(3) 主催者は、参加者、ライダーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申し込みを拒否、または無効とする権限を有する。

III. 定 員

(1) レース出走者数又は出場申込者数の定員は特別規則に示される。

(2) 各クラスとも出場申込者数が10名に満たない場合は、そのクラスのレース開催を中止することがある。

IV. レーサーの登録

出場申込者は、「出場申し込み書」により競技会に使用するレーサーを主催者に登録しなければならない。

[7] 出場申し込み料および保険料

I. 出 場 料

参加者又はライダーは、出場申し込みのときに出場料を払込まなければならない。

II. 保 険 料

各ライダーは出場申し込みのときに個人事故保険料の実費を主催者に払込まなければならない。

III. 保険の内容の詳細は特別規則に示される。

IV. 以上の各金額は特別規則に示される。

いったん主催者に受理された料金は一切払戻しされない

[8] 配 布 物 品

参加者および部品は主催者(大会事務局)から交付される。時期およびその詳細は特別規則に示される。

[9] 賞

I. 賞およびその詳細は特別規則に示される。

II. スタート位置についた者の数によって原則として次のように賞を定める。

3 名	1 位
4~5名	1. 2 位
6~7名	1. 2. 3 位
8~9名	1. 2. 3. 4 位
10~11名	1. 2. 3. 4. 5 位
12名以上	1. 2. 3. 4. 5. 6 位

ただし、特別規則により定める場合はこの限りではない

[10] レース出場車輛(レーサー)

I. クラスの区分

各クラス区分は排気量によって原則的に次のように分けられ、特別規則に示される。

(1) ロードレース

ク ラ ス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	50cc
90cc	51cc	~ 90cc
125cc	91cc	~ 125cc
250cc	126cc	~ 250cc
350cc	251cc	~ 350cc
500cc	351cc	~ 500cc
750cc	501cc	~ 750cc

(2) モトクロス

ク ラ ス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	~ 50cc
90cc	51cc	~ 90cc
125cc	91cc	~ 125cc
250cc	126cc	~ 250cc
500cc	251cc	~ 500cc

ただし、特別規則によって細分化又は統合、混合することもできる。

II. 総排気量の算出基準

総排気量は直径および行程をミリにて、小数以下1位までを4捨5入により測定し、次の計算式によって算出し小数点以下を切り捨てて表示する。

なお、この際直径はクランク軸方向とその直角方向を測定し平均する。

MFJ国内競技規則

総排気量(cc) = 0.7854 × 直径² × 行程 × 10⁻³ × 気筒数

III. 仕様

レース出場車輛（以下レーサーと称する）は付則に示す「改造の限度」（部門毎に定められている）と「仕様」を満し、且つ特別規則の条件を満足し、安全上完全に整備されているものでなければならない。

IV. 危険な車

審査委員会が車体の強度など安全上の理由によって危険であると判断したレーサーは、理由のいかんをとわずレースに使用することはできない。

[11] 公道での走行禁止

I. 公道の走行禁止

主催者に登録された、またはそれに近い構造の車によって一般公道を走行することは一切禁止する。

II. 走行禁止の例外

主催者に登録されたレーサーであっても、車輛保安基準に適合した完全な車はその限りではない。

III. レース用ナンバー・プレートの装着禁止

車輛保安基準に適合した完全な車でも、レース・ナンバー・プレートを装着して一般公道を走行することは一切禁止する。

[12] 器具および装備品

I. ナンバー・プレート

(1) ナンバー・プレートの大きさ

ナンバー・プレートの大きさは、付則又は特別規則に示される。

(2) 取り付け方法

1) 付則又は特別規則に示される枚数のナンバー・プレートを装着しなければならない。この際、ライダー等によりかくれることなく、明瞭に見えるように取り付けなければならない。

2) 取付は丈夫な方法により確実にとりつけられ、ハ

リガネなど安易な方法によってはならない。

II. ヘルメット

- (1) ライダーは予選、レース中を問わず、走行中は必ずヘルメットを着用しなければならない。
- (2) ヘルメットは付則に定められた性能を有するもので、主催者の検査に合格したものでなければならない。注) MFJの公認したヘルメットには認証マークが貼付されている。

III. ライダーの服装

- (1) ライダーの服装は競技中ライダーの身体の安全を確保し操縦技術を妨げるものであってはならない。
- (2) 突出部のない革靴を着用しなければならない。
- (3) 支給されたゼッケンは着用しなければならない。

[13] ガソリンおよびオイル 付則に示す。

[14] レース前車輛検査

(プリ・レース・イクザミネーション)

I. 車輛検査

- (1) レーサーは競技規則にもとづいた、安全上の「レース前車輛検査」を受けなければならない。「レース前車輛検査」の時刻、および場所は特別規則に示される。
- (2) レーサーは、レース直前に「レース前車輛検査」の状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない。チェックの時刻および場所は特別規則に示される。

II. 使用部品の登録

ライダーは「レース前車輛検査」の時に大会事務局より支給される用紙によって、使用する部品等の銘柄、形式の登録を要求される場合がある。

[15] ライダー及びレーサーの変更

I. ライダーの変更

ライダーの変更は原則として認められない。



- (1) ただし、健康上等不可抗力な理由により競技総監督が認めた場合はこの限りではない。
- (2) この場合、耐久レースを除き新たに出場するクラスの出場料、保険料等を払い込まなければならない。
- (3) 又、新たに出場するライダーはその資格（公式予選等の）を満たしていなければならない。

II. レーサーの変更

- (1) ライダーは出場登録したレーサーを変更してはならない。
- (2) ただし、破損、またはその他の理由によって使用するレーサーを変更する必要がある場合は、きめられた書式にしたがってレーサーの変更申請をおこない、審査委員会がこれを認めた場合に限りレーサーの変更が認められる。
- (3) 紛争に際して、銘柄についての立証の責任は参加者側にあるものとする。

III. ライダーとレーサーの双方を変更することはできない

[16] 予 選

出場申し込み者数が多い場合等は、予選によってレース出場者を決定することがある。その詳細については特別規則に示される。（付則参照）

[17] レ ー ス

I. 走 行 中

- (1) 走行中、各ライダーは必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出ししたりするような危険な姿勢をとってはならない。
- (2) ライダーは、走行中故意に他のライダーの走行を妨害するような走りかたをしてはならない。
- (3) レース中、レーサーはそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- (4) レース中は、ライダーは他の人の援助を一切受けてはならない。他の人のライダーに対する援助は一切できない。他の人による援助とは、きめられた位置についている担当のメカニックおよび業務執行中の役員以外の人がレーサーに触れることをいう。
- (5) レース中、ライダーはそのレーサーにいかなる他人も同乗させてはならない。
- (6) ライダーはレース中、一切酒気をおびたり、または薬品等により故意に精神状態をつくろってはならない。
- (7) 上記の項目は予選中といえども適用される。

II. レース中の合図

- (1) レース中、大会役員が次の合図用旗を示した場合、各ライダーはただちにこれに従わなければならない。
 - 1) シグナル緑又は国旗……スタート
 - 2) 赤 旗……全ライダーの走行停止

- 3) 黄 旗……危険注意
- 4) 緑 旗……先に示された合図の解除
- 5) 3本の黄色縦縞のある赤旗…コース上オイルあり
- 6) 青 旗……追越車あり、進路をゆずれ
- 7) 白旗または赤十字旗……コース上に救急車またはサービス車あり、又はコース上にて救急作業が行なわれている。

- 8) ライダーのナンバーを付した黒旗…当該ライダー走行停止

- 9) 白と黒のイチマツ模様……レース終了（ゴールイ
（チェッカー・フラッグ）ン）

- (2) この合図用旗の使用は、役員にのみ許され、他のいかなる合図旗またはそれとまぎらわしいものの使用は一切認められない。
- (3) 上記の合図用旗は予選中といえども使用される。

III. 停 止

- (1) レース中、または予選中といえども、コース内で停止する場合には、ライダーはただちにレーサーをコースの脇によせ、他のライダーの邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- (2) レース中、または予選中といえども、レーサーをコースの進行方向と逆に押しやり、引いたりして車を移動してはならない。
ただし大会役員の指示監督のある場合はこの限りではない。
- (3) 事故またはレーサーの故障などの理由によって、リタイア（中途退場）する場合は、その地点からもっとも近いコース審判係に報告し、用意してある用紙によってリタイア届けを提出しなければならない。
- (4) ライダーは、リタイア届けを提出したコース審判係にレーサーをあずけて退場しなければならない。
- (5) ライダーはこのレーサーをそのレースが終了するまでコース審判係の管理下におかななければならない。
ただしそのレースに支障のない地点までレーサーを移動させることをコース審判係から指示された場合はこれに従わなければならない。

[18] レースの終了

I. レースの終了

- (1) 各レースの終了のチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち付則又は特別規則に示す時間を経過した時である。
- (2) トップ走者がチェッカーフラッグを受けたのち、そのあとにくる他のライダーは全てチェッカーフラッグを受けたのちに走行はうち切られる。

II. 優勝者、入賞者および完走者

- (1) 各レースにおける優勝者は、レースの総距離を最短

MFJ国内競技規則

時間で完走した、又は定められた、時間内に最も長い距離を走破したライダーである。

- (2) 入賞者は、チェッカーを受けた完走者の中から上位順に選ばれる。但し耐久レースの場合は付則による。
- (3) 順位は、周回数の多いものから決定され、同周回数の場合は、ゴールラインの通過順位による。
- (4) レース終了時迄にゴールラインに達しない場合は、その周回は認められない。
- (5) 完走者については付則に示す。
- (6) レース結果の順位は、次の順序により定める。

第1順序・チェッカーを受けた完走者。

第2順序・レース終了時迄にゴールラインに達しない走行中の完走者。

第3順序・完走周回数をまつとうしたのち、リタイアした者。

第4順序・上記以外のもの。

[19] 入賞車の検査

レース終了後各クラスの1位から6位までのレーサーおよび最高ラップを出したレーサーは、暫定結果発表後30分以上保管され、必要に応じて検査される。

[20] レース結果

結果および記録の公表

- (1) 参加者、ライダーは予選、およびレースに関する、不正確な、誤解を招く、早計な記録公表を彼等自身でおこなったり、他人によって公表されることを許したりしてはならない。
- (2) 審査委員会はレース終了直後、暫定結果の公表をおこなう。
- (3) レース正式結果は、競技規則にもとづいて審査され、レース終了後3時間以内に、審査委員会から公表される。
- (4) 参加者、ライダーは公表されたレース正式結果に対して抗議することはできない。

[21] レースの延期、中止およびうち切り

- (1) レースは特別な理由のない限り、うち切ったり、中止したりされない。
- (2) 審査委員会が、特別な理由によってレースのいずれかを延期、または放棄しなければならないと判断したときに限り、レースを延期または中止することができる。
- (3) 審査委員会の決定に対して、すべての関係者はしたがわなければならない。
- (4) 特にやむを得ぬ理由によって、トップ走者がそのレースにきめられた周回数、又は時間の3分の2を完走しないうちにレースを中止した場合は、そのレースは無効となる。
- (5) トップ走者がきめられた周回数又は時間の3分の2以

上を完走した場合でレースを中止した時は、審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。

[22] 抗議

- (1) 抗議しようとするときは、定められた手続によって抗議窓口申し入れをしなければならない。
- (2) 抗議手続きは、大会事務局に備付の抗議申し立て書に記載し、1項目につき、抗議保証金5,000円をそえて抗議窓口提出しなければならない。暫定結果に対する抗議は発表後30分以内に限り受けられる。
- (3) 正式の手続きをふんで提出された抗議申し立て書だけが受けられ、審査委員会において審議される。
- (4) 審査委員会は、必要を認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査したうえで裁定をくだす。
- (5) 審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。
- (6) 抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還される。
- (7) 参加者およびライダーのみが抗議申し立てができる。

[23] 損害の補償

I. レーサーの破損

- (1) ライダーは、レーサーが審査委員会によって保管されている期間をのぞきレーサーおよびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
- (2) 審査委員会は、レーサーを保管している期間中に、これらのレーサーがなんらかの理由によって破損した場合には、一台当たり10万円を最高限度額としてその所有者に補償する。

II. 損傷の責任

参加者、ライダーおよびメカニックなどにより、競技会開催期間中、またはその前後に起された身体およびレーサーの損傷は自らが責任を負うものとする。

III. 大会役員の責任

参加者、レーサーおよびメカニックは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、メカニックおよびレーサー等の損傷に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

[24] 競技規則の違反行為に対する罰則

この競技規則一切に対する違反、ならびに申し込み、申請とどけ等の書類に虚偽の記載行為があった場合は、その理由の如何をとわずライダーの出場停止、または失格等の罰則が適用される。又その違反行為が悪質な場合は、ライセンスの停止、資格の剥奪等の罰則が適用される。

付則1.

ロードレース規則



ロードレース目次

(1) 適用の範囲.....	10
(2) ロードレース.....	10
(3) レース出場車輛.....	10
(4) 器具および装備品.....	12
(5) ガソリンおよびオイル.....	13
(6) 公式予選.....	13
(7) レース.....	13
(8) レースの終了.....	14

付則 1

ロードレース規則

〔1〕 適用の範囲

以下に記す規則は総則と共に全てのロード・レース競技会に適用される。

〔2〕 ロード・レース

ロード・レースとは道路上、又は一般道路と同様に舗装された走路上で行なわれるレースであり、総則およびこの付則により管理される。

〔3〕 レース出場車輛

レース出場車輛（以下レーサーという）は、下記の改造の限度（部門毎に定められている）と仕様をみだし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて形式が判明できないような車輛は出場することができない。

I. レーサーの排気量区分

レーサーのクラス区分は原則的に次のように分けられ、特別規則に示される。

クラス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	～ 50cc
90cc	51cc	～ 90cc
125cc	91cc	～ 125cc
250cc	126cc	～ 250cc
350cc	251cc	～ 350cc
500cc	351cc	～ 500cc
750cc	501cc	～ 750cc

II. 改造の限度

§ 1. フォーミュラ・リブレ

車種、改造仕上げ調整ともに自由である。

ただし危険とみなされる改造を施してはならない。

チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。

尚、ライダーは車検受付に、メーカー、チューニングショップ等の製造証明書を提出しなければならない。

§ 2. セニア、エキスパート・ジュニア、ジュニア、ノービス部門

(1) 下記各項に規定されている事項を除き、機械加工又は仕上げによる修正、バランス、軽量化、縮小もしくは形状の変更を行うことができる。

ただし、機械的伸長、他の物質の添加又は分子構造や金属面に変更をもたらす様な処理（焼き入れ等）および材質の変更は許されない。

(2) レーサーは、工場レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。その銘柄、型式の詳細は公示に示される。

(3) フレームの基本骨格は公認型式のものでなければならないが、補強等は行ってもよい。

(4) 異った機種エンジンの、フレームの組合せは認められない。

2) エンジン、フレーム以外の公認車輛の部品及び公認部品の組合せは自由である。

(5) クランクケース本体とクランクシャフト・アッセンブリーは公認型式のものでなければならない。

1) クランクウェブのバランス穴の充填は認められる

2) ユニット・コンストラクション（単体構造エンジン）の場合のクランクケース本体とは変速機部分も含まれる。

(6) クラッチの形式（湿式、乾式をいう）と装着位置は変更してはならない。

(7) 変速機の段数は6段まで認められる。

但し、変速ギヤはクランクケース及びミッションケース外に増設してはならない。

(8) 気化器の個数は気筒あたり1個を限度とする。

（ダブルベンチュリーの場合は2個とみなす）

(9) レーサーは、半乾燥重量が規定の排気量別最低重量を満たしていなければならない。

1) 半乾燥重量とは、走行可能な状態から燃料を抜いた車輛重量をいう。但し、分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。

2) 排気量別車輛最低重量は次の通りである。

90cc(1気筒)	65kg	250cc(2気筒以上)	105kg
"(2気筒以上)	72kg	350cc(1気筒)	95kg
125cc(1気筒)	70kg	"(2気筒以上)	110kg
"(2気筒以上)	80kg	500cc	130kg
250cc(1気筒)	90kg	750cc	130kg

3) 最低重量より軽い場合には、ダミーウェイトを取付けなければならない。但し、ダミーウェイトは5kg以上は認められない。

4) ダミーウェイトは、ボルト又は溶接によりフレームに完全に固着したもので、転倒などの際に危険でないものとし、車輛検査において封印を受けなければならない。

§ 3. オプションパーツ

1) 下記部品は公認車輛のものを使用しなければならない。

- ・フレームの基本骨格
- ・クランクケース本体
- ・クランクシャフト・アッセンブリー

2) 下記部品はMFJが公認したものでなければならない。

・ミッション

- 3) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
- 4) 全ての部品は一般に市販されているものでなければならない。

但し、下記部品は一般に市販されていなくてもよい。

- | | | | |
|----|---|-----|---------|
| ○シ | ー | ト | ○キャブレター |
| ○ハ | ン | ドル | ○エアクリナー |
| ○燃 | 料 | タンク | ○チェー |
| ○フ | ェ | ンダー | ン |
| ○タ | イ | ヤ | ○ブ |
| ○リ | ム | | ラ |
| ○ス | ポ | ーク | グ |
| ○温 | 度 | 計 | ○ス |
| | | | テ |
| | | | ッ |
| | | | プ |
| | | | ○マ |
| | | | フ |
| | | | ラ |
| | | | ー |
| | | | ○カ |
| | | | ウ |
| | | | リ |
| | | | ン |
| | | | グ |
| | | | ○回 |
| | | | 転 |
| | | | 計 |

Ⅲ. 仕 様

レーサーは、安全のために下記各項の全てを満たしていなければならない。

- (1) 過給
過給機を取付けたり、過給することは、一切認めない
- (2) ブレーキ
レーサーは前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキを備えなければならない。
- (3) リムとタイヤのサイズ
レーサーは次に示す呼称寸法以上のリムおよびタイヤを装着しなければならない。

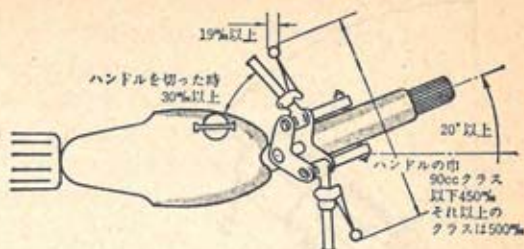
前車輪

クラス	リム・サイズ	タイヤ・サイズ
50	1.20—16	2.00—16
90	1.20—16	2.00—16
125	1.50—16	2.50—16
250	1.50—16	2.50—16
350	1.60—16	2.75—16

後車輪

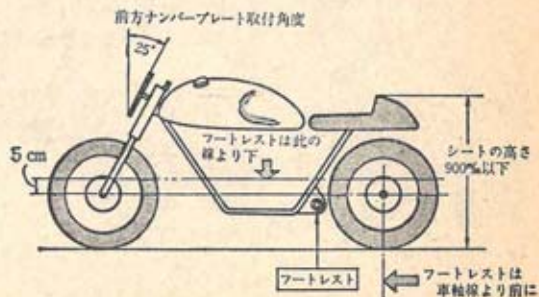
クラス	リム・サイズ	タイヤ・サイズ
50	1.20—16	2.00—16
90	1.20—16	2.00—16
125	1.50—16	2.50—16
250	1.60—16	2.75—16
350	1.60—16	3.00—16

- (4) 車輪
 - 1) タイヤのビードは、ワイヤ入りビード以外のものは認められない。
 - 2) タイヤにはすべり止めの紙などをとりつけてはならない。
- (5) ハンドル・バー
 - 1) ハンドルの端から端までの幅は 500mm以上でな

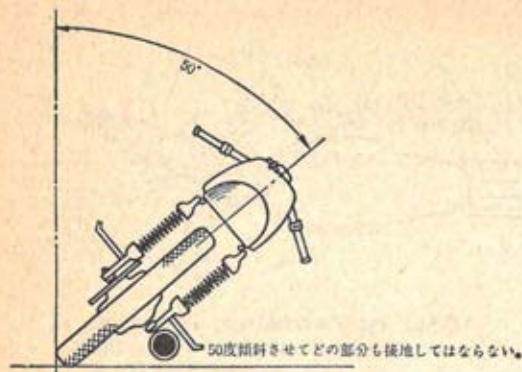


〔第1図 ハンドルの回転角度、ハンドルの幅、ハンドルを切ったときのタンクとの間隔〕

- なければならない。
- ただし 90ccクラス以下に限り 450mm以上でなければならない。
- 2) 中心線または中央位置の両側に対するハンドルの回転角度は20度以上でなければならない。
 - (6) ハンドル・バーのクリアランス
 - 1) ハンドル・バーのいかなる位置においても、またいかなるその付属品をも含めて、ハンドル・バーの先端と流線形覆いとのクリアランスは50mm以上でなければならない。
 - 2) ハンドルを一杯に切ったとき、ライダーの指をはさまないように、ハンドルおよびレバーとタンクの間で最低30mmの間隔を確保するために、止め具か他の装置を必ずとりつけなければならない。
 - (7) クラッチとブレーキ・レバー
ハンドル・クラッチ・レバーおよびブレーキ・レバーはその末端が球状に作られ、その球は直径19mm以上で容易に取れたり外れたりするものであってはならない
 - (8) フートレストおよびペダル
 - 1) フートレストは、前後車輪の中心を通過する際の50mm上方より下側に、そして後輪の中心を通過する垂線の前側になるように取付けられ、どのコントロール・ペダルも容易に操作出来る位置になければならない。
 - 2) フートレストおよびペダル類の先端の角は安全上丸められ、とがっていない。



〔第2図 フートレストの位置〕



〔第3図 レーサーの傾斜角度〕

(9) レーサーの高さ

レーサーが無負荷の場合、サドルあるいはこの後方の部分が地上900mm以上の高さであってはならない。(第2図参照)

(10) 排気管

すべての排気は側方に開口のない管により後方に行なわれねばならない。その排気管はレーサーの進行方向になるべく平行で、その開口部は水平方向に20度以上の傾斜があてはならない。また後輪最後端垂線より突出してはならない。排気管はほこりを立てるように排出されたり、いかなる状態でも後続車のライダーに迷惑を与えるように排出されてはならない。

余剰オイルの排出装置は排気ガス流の内に出たり、後続ライダーに迷惑を与えたりしないように作られていなければならない。

(11) レーサーの傾斜角

無負荷の場合、レーサーはタイヤを除き、どの部分も接地する事なく垂線に対して50°傾斜させる事が可能でなければならない。

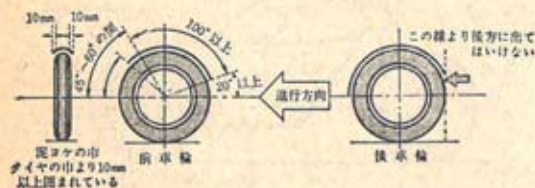
(12) フェンダー

フェンダーは前後とも、とりのぞいてもかまわない。取付ける場合はFIM競技規則を標準に確実に装備しなければならない。

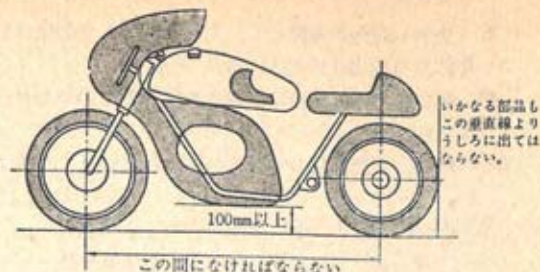
FIM競技規則は下図に示すとおりである。

(13) 取りはずさなければならないもの

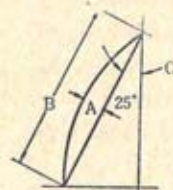
ライト類、バックミラー、スタンド類、荷台、チェンケース、およびキックアームは取りはずさなければならない。



〔第4図 FIMロードレース規則によるフェンダーの角度〕



この間になければならぬ



- A : 25mm以下
- B : 230mm (ナンバーの高さ)
- C : ナンバーの取付角度

〔第5図 カウリングおよびその前面の丸みと傾斜角度〕

らぬ。

(14) 補助手段

始動および走行のための補助手段は一切作動してはならない。

(15) カウリング (流線形覆い)

カウリング (流線形覆い) を使用する場合は、以下の条件をそなえたものでなければならない。

- 1) 前輪はタイヤを除いて両側より明瞭に見えなければならない。
- 2) 前後輪の車軸を通る垂線の間になければならない。
- 3) カウリング (流線形覆い) の下端と地面との間隔は100mm以上でなければならない。
- 4) ライダーは普通に乗車した状態で両前 膊部 以外は、上方、後方、両側面から見えなければならない。
- 5) 上記の適用を避けるために不透明な物質を使用することはできない。
- 6) カウリング (流線形覆い) の前端部の形状は第5図に示す範囲でなければならない。

(16) 部品の最後端

いかなる部品も後輪最後端垂線よりうしろに突出してはならない。

〔4〕 器具および装備品

I. ナンバー・プレート

(1) ナンバー・プレート

ナンバー・プレートは、第6図に示す大きさのものでなければならない。

(2) 取り付け方法

114

ナンバー・プレートは、1枚はレーサーの前面に、前向きに、垂直から25度の角度をつけ、その他の2枚は、レーサーの両側面に垂直にとりつけられ、明瞭に見え、ライダーによって隠れ

ブロック体、高さ200mm、巾25mm ではない。

〔第6回 ナンバー・プレート II. ヘルメット

の大きさおよび取付寸法〕 ヘルメットは、日本工業規格J.I.S T8133の2種、U.S.A.S. I STANDARD Z90-1-1966、又はそれ以上の性能を有するもので、M.F.J.が公認し、主催者の検査に合格したものでなければならない。

M.F.J.の公認したヘルメットには認証マークが貼付されている。

III. ゴッグル

ゴッグルは破損した場合ガラスが鋭く割れない安全なガラスが使用されたものでなければならない。枠は柔軟なもの、又は危険でない構造のものでなければならない。

IV. ライダーの服装

- (1) ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、操縦を妨げるものであってはならない。
- (2) 皮製のレーシングスーツ、皮製の手袋、あみあげ用金具製止め具（外部に突出しているフック等）のないピッタリしたレザーブーツ（あるいは着脱容易な膝までおおわれる革製脚絆）を着用しなければならない。

V. 予備部品および工具

- (1) 予備部品および工具は、レーサーに確実に収納されライダーが携行してはならない。
- (2) ゴム紐など予備部品、工具などをとりつけてはならない。

5] ガソリンおよびオイル

競技会に使用できるガソリンは、レース場内における大会事務局指定の装置より供給される指定銘柄でなければならない。

レースに使用する2ストローク・エンジン用オイル混合ガソリンは給油所区域内において混合されたものでなければならない。

オイルの銘柄は指定しない。なおガソリンの詳細は特別規則に示される。

〔6〕 公式予選（オフィシャル・プラクティス）

I. 公式予選の日程

- (1) 公式予選は各クラス別におこなわれる。
- (2) 公式予選の日程および時間は特別規則に示される。

II. 公式予選の内容

- (1) すべてのライダーはレースに出場するため、かならず公式予選に参加し、最終的出場資格を取得しなければならない。
- (2) 公式予選においては役員によるレーサーの安全上のチェックがなされた後、一台ごとにスタートし、与えられた時間を任意に走行することができる。与えられた時間内であれば中断または再スタートすることもできる。
- (3) 公式予選において走行中のライダーは常にラップタイムを測定されており、最高ラップ・タイムがはなはだしくおとるものは、たとえ定員以内であっても出場資格を与えられない。
- (4) 公式予選において測定された各ライダーの最高ラップ・タイムによる特別規則に示されるレース出場台数を限度としてスタート位置が決定される。
- (5) 各クラスの公式予選義務周回数は、3周以上とする。
- (6) 公式予選において、ライダーは義務周回数を完走しなければならない。
- (7) 2種目以上に出場するライダーは、出場全種目の公式予選に出場しなければならない。上位クラスにおいては要求されている周回数を完走しなければならない。ただし、この場合下位クラスの最低周回数は1周以上とする。

〔7〕 レース

I. スタート位置

- (1) 各クラスともレースのスタート位置は、各ライダーに与えられている車番とは関係なく最高ラップ・タイムによって決定される。
- (2) レースにおけるスタート位置の発表は、公式予選の終了後、審査委員会がおこなう。
- (3) スタート位置の優先順位は特別規則に示される。





II. チーム

チーム参加の場合のチーム編成、チーム競技の成立等は特別規則に示す。

III. スタートまでの行動

(1) スタートまでの行動は原則として次の時間割によるスタート 約60分前 給油およびレース前車輛チェック開始、終了後ただちに待機区域に入る。待機区域コースへ誘導。

スタート	15分前	ウォーミング・アップ開始
"	5分前	スタート位置整理
"	3分前	エンジン停止
"	2分前	表示 メカニック離れる
"	1分前	表示
"	30秒前	表示
"	10秒前	表示

スタート 緑色シグナル又は国旗にて表示

(2) 決められた時間以外にエンジンを始動させてはならない。

IV. スタート

- (1) スタートは、各クラスとも、おしげけによる同時スタートとする。
- (2) スタート位置は、すべて正規のスタート・ラインからなされたものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- (3) スタートの合図は原則としてシグナル・ランプによって行われる。特別の理由により旗によって行われることがある。

V. 走行中 総則に示す

VI. 停止 "

VII. ピット

- (1) ライダーは与えられた「ピット区画」(ピット直前)においてのみ整備、補給などを受けることができる。
- (2) ライダーは2名までメカニックを持つことができるこのうち「ピット区画」内でレーサーの整備などを

おこなえるのは1名に限られ、他の1名のメカニックはピットから外に出ることはできない。

- (3) メカニックは担当ライダーのレーサーを区画内で整備している時、またライダーに合図する時以外はピット内にいなければならない。
- (4) メカニックは担当ライダーの再スタートを手伝ってはならない。

(5) メカニックは開催期間中を通じてどの大会役員の指示にもしたがわなければならない。

(6) メカニックは区画内にオイルをこぼしたり汚したりした場合は、ただちにきれいに掃除しておかなければならない。

(7) ライダーは割り当てられた「ピット区画」にいる時は、レーサーのエンジンを止めておかなければならない。

(8) ライダーに対するメカニックのレース中の合図は、大会役員の使用する合図用旗にまぎらわしくないものによって「ピット区画」でのみ合図を送ることができる。

(9) メカニックが守らなければならないことに違反した時は、そのメカニックの担当ライダーが責任を問われ失格となる。

(10) 上記項目は予選中においても適用される。

[8] レースの終了

I. レースの終了

各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち特別規則に示す時間を経過した時(注1)であり、チェッカーフラッグ・マーシャルが指定位置より退場した事により示される。

(注1) 原則的にコースの1周を1kmにつき1分として定められる。

II. 完走者

- (1) 各クラスの決められたレース時間中に、特別規則に示される完走周回数を完了しているライダーが完走者である。
- (2) レース途中でリタイア届を提出したライダーでも完走周回数を完了しているライダーは完走者とみなされる。

付則2.

モトクロス規則

モトクロス目次

- | | |
|----------------|----|
| (1) 適用の範囲 | 16 |
| (2) モトクロス | 16 |
| (3) レース出場車輛 | 16 |
| (4) ライダー服装 | 18 |
| (5) ガソリンおよびオイル | 18 |
| (6) レース | 18 |

付則 2

モトクロス規則

〔1〕 適用の範囲

以下に記す規則は総則と共に全ての国内モトクロス競技会に適用される。

〔2〕 モトクロス

モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走行方向が急変化する等の部分のある所で行なわれるクロスカントリー・レースであり、総則およびこの付則により管理される。

〔3〕 レース出場車輛

レーサーは下記の改造の限度(部門毎に定められている)と仕様を満し、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて形式が判明できないような車輛は出場することができない。

I. 車輛排気量区分

レーサーのクラス区分に原則的に次のようにわけられ、特別規則に示される。

クラス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	~ 50cc
90cc	51cc	~ 90cc
125cc	91cc	~ 125cc
250cc	126cc	~ 250cc
500cc	251cc	~ 500cc

II. 改造の限度

§ 1. セニア部門

- 車種、改造仕上、調整ともに自由である。
但し、危険とみなされる改造を施してはならない。
- チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
- レーサーは、半乾燥重量が規定の排気量別最低重量を満していなければならない。
 - 半乾燥重量とは、走行可能な状態から燃料を抜いた車輛重量をいう。但し、分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。
 - 排気量別車輛最低重量は次の通りである。
125cc 80kg 250cc 88kg 500cc 95kg
 - ダミーウエイトの装着は認めない。
- レーサーは、下記の騒音に関する条件を満していなければならない。
 - レーサーには、有効かつ外見で判断しうる消音器

が装着されていなければならない。

- 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、88db(A)以下でなければならない。
- MFJ方式とは、排気管後方15m、地上高1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

125cc	5,500rpm	250cc	5,000rpm
500cc	4,500rpm		

§ 2. エキスパート・ジュニア、ジュニア、ノービス部門

- 下記各項に規定されている事項を除き、機械加工又は仕上げによる修正、バランス、軽量化、縮少もしくは形状の変更を行うことができる。
ただし、機械的伸長、他の物質の添加又は分子構造や金属面に変更をもたらす様な処理(焼き入れ等)及び材質の変更は許されない。
- レーサーは、工場レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。その銘柄、型式の詳細は公示に示される。
- フレームの基本骨格は公認型式のものでなければならないが、補強等は行ってもよい。
 - 異った機種エンジンの、フレームの組み合わせは公認車輛同士に限り認められる。
 - 公認車輛の部品及び公認部品の組み合わせは自由である。
 - 但し、この際車輛メーカーの銘柄、名称、商標等を示してはならない。
- クランクケース本体とクランクシャフト・アッセンブリーは公認型式のものでなければならない。
 - クランクウェブのバランス穴の充填は認められる
 - ユニット・コントラクション(単体構造エンジン)の場合のクランクケース本体とは変速機部分も含まれる。
- クラッチの形式(湿式、乾式をいう)と装着位置は変更してはならない。
- 変速機の段数は6段まで認められる。
但し、変速ギアはクランクケース及びミッションケース外に増設してはならない。
- 気化器の個数は気筒あたり1個を限度とする。
(ダブルベンチュリーの場合は2個とみなす)
- レーサーは、半乾燥重量が規定の排気量別最低重量を満していなければならない。
 - 半乾燥重量とは、走向可能な状態から燃料を抜いた車輛重量をいう。但し、分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。
 - 排気量別車輛最低重量は次の通りである。
90cc 73kg 125cc 80kg 250cc 93kg
 - 最低重量より軽い場合には、ダミーウエイトを取

付けなければならない。但し、ダミーウエイトは5kg以上は認められない。

- 4) ダミーウエイトは、ボルト又は溶接によりフレームに完全に固着したもので、転倒などの際に危険でないものとし、車輛検査において封印を受けなければならない。

00 レーサーは、下記の騒音に関する条件を満たしていなければならない。

- 1) レーサーには、有効かつ外見で判断しうる消音器が装着されていなければならない。
 2) 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、88db(A)以下でなければならない。(但し'74日本GP大会開始までは指導期間とする)
 3) MFJ方式とは、排気管後方位15m、地上高1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

90cc 6,000rpm 125cc 5,500rpm 250cc 5,000rpm

01 オプションパーツ

- 1) 下記部品は公認車輛のものを使用しなければならない。

- フレームの基本骨格
- クランクケース本体
- クランクシャフト・アッセンブリー

- 2) 下記部品はMFJが公認したものでなければならない。

- ミッション

- 3) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
 4) 全ての部品は一般に市販されているものでなければならない。

但し、下記部品は一般に市販されていなくてもよい。

- シート
- キャブレター
- ハンドル
- エアクリナー
- 燃料タンク
- チェーン
- フェンダー
- ブラグ
- タイヤ
- ステップ
- リム
- マフラー

§ 3. 初級部門

- (1) レーサーは工場レーサーおよび市販レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、M.F.J.が公認したものでなければならない。

その銘柄、形式の詳細は公示に示される。

- (2) 次にあげる部品は取りはずさなければならない。

- 1) スタンド類

- 2) キャリア類
 3) タンデム・フートレスト
 4) 車輛番号標板(ブラケットごと)
 5) バックミラー
 6) ライト類およびガラス類(ただし、レンズおよびライト類の飛散防止を施せばよい)

- (3) 次にあげる部品は改造してもよい。

- 1) ハンドルおよびその附属品
 2) コントロール・ケーブルワイヤー類
 3) タイヤ
 4) フートレスト
 5) フェンダー
 6) シート
 7) 消音器の内部
 8) エアクリナー
 9) 点火栓
 10) メインスイッチ
 11) ベダル類
 12) スプロケット
 13) チェンケース

- (4) 次にあげる部品を必ずとりつけなければならない。

- 1) 競技用レースナンバープレート
 2) ハンドルレバーエンド

- (5) 上記、(1)(2)(3)の各項に記載された部品以外は一切改造することを認めない。

III. レーサーの仕様

- (1) 排気管および消音器

- 1) 規定の騒音規制値を満足していなければならない
 2) その長さは後輪後端を通る垂直線より突出してはならない。

- (2) タイヤにチェーン・スパイク等を加工装備してはならない。

- (3) 過給したり過給器を装備してはならない。

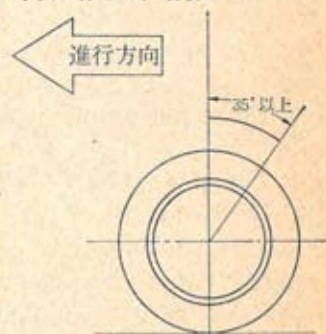
- (4) クラッチとブレーキレバーおよびベタル

- 1) クラッチレバーおよびブレーキレバーはその末端が直径19mm以上の球状に作られ、容易にとれるものであってはならない。

- 2) ブレーキベタルおよびギアシフトレバーの位置は自由である。ただしその先端は安全上丸められていなければならない。

- (5) ブレーキ

前後輪にそれぞれ



[第7図] F.I.M.モトクロス規則による後輪のフェンダーの角度

独立した有効なブレーキをそなえていなければならない。

- (6) 前後車輪には有効なフェンダーが装備されていなければならない。

特に後輪はその後部上半分の上側から 35° 以上覆われていることが望ましい。(第7図参照)

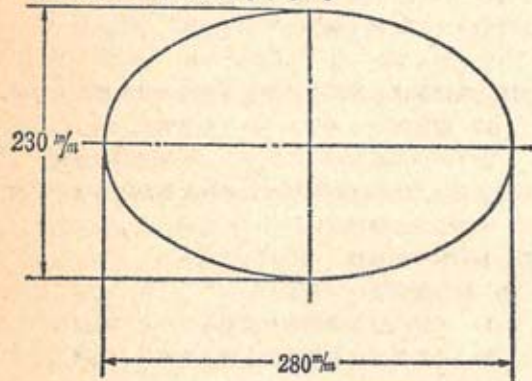
ただし、前輪フェンダーについては、主催者が認めればとりはずしてもよい。

- (7) 他のライダーに迷惑をおよぼすような構造をしてはならない。

- (8) 取りはずさなければならないもの

ライト類、バックミラー、スタンド類、荷台、およびチェンケース(初級部門のみチェンケースはこの限りではない)取りはずさなければならない。

- (9) ナンバープレートの大きさは指定された大きさでなければならない。車輻前方に1枚両側面に各枚の合計3枚をタイム・キーパーが明確に、識別できるように取付けられていなければならない。



〔ナンバープレートの大きさ〕

〔4〕 ライダーの服装

予選中およびレース中、ライダーは安全上下記の服装を着用しなければならない。

服装はレース中ライダーの身体の安全を確保し、操縦技術を妨げるものであってはならない。

- (1) 下半身は革製のズボンを着用しなければならない。
- (2) 上衣は特に制限はないが、安全で自由な動作をさまたげず、丈夫なものを着用しなければならない。
- (3) 革手袋、突出部のない革靴を着用しなければならない。
- (4) 防塵眼鏡およびマスクの使用は自由である。
- (5) ヘルメットは、M. F. J. 普及型ヘルメット規格以上の性能を有するもので、M. F. J. が公認し、主催者の検査に合格したものでなければならないが、日本工業規格 J. I. S T8133の2種、U. S. A. S. I, STANDARD Z90-1-1966, と同等以上のものが望ましい。M. F. J. の公認したヘルメット

には、M. F. J. 認証マークが貼付されている。

- (6) 支給されたゼッケンは着用しなければならない。

〔5〕 ガソリンおよびオイル

レースに使用するガソリンは市販品でなければならない。またレース場内において供給できるガソリンの銘柄およびその他の詳細は特別規則に示される。

ただし、主催者によって指定された場合は当該ガソリンを使用しなければならない。

〔6〕 レース

I. スタート位置

レースにおけるスタート位置の決定方法は特別規則に示される。

II. スタートまでの行動

- (1) ライダーは、特別規則に定められた時間割りを厳守しなければならない。
- (2) ライダーは、レース直前のチェックの後、レーサーとともに指定区域内に待機していなければならない。
- (3) エンジンのウォーミング・アップは特別規則に定められた時間内でだけおこなわれなければならない。

III. スタート

- (1) スタートは、各クラスとも、エンジン停止の状態からスタートする。スタート合図がなされるとエンジンを始動させスタートするが、その始動方法は自由である。
- (2) スタート位置は、すべて正規のスタート・ラインからなされたものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- (3) スタートの合図は、スタート係が国旗をふり下すことによって行われる。
- (4) スタート合図以前にスタート・ラインを出たものがあつた場合、すなわちフライングのあつた場合は、スタート・ライン前方において赤旗が振られ、スタートをやりなおす。
- (5) 同じライダーによってフライング・スタートを2度繰返された場合、そのライダーは失格となる。

IV. 走行中

ライダーは走行中やむをえず、定められたコースを外れた場合、再びコースにもどるには同じ地点よりなさなければならない。

V. レース終了

- (1) レースの終了は優勝者の完走後、チェッカーフラッグマーシャルが定位をはなれること又は大会役員車がコースを一巡することによって示される。
- (2) レース途中でリタイア届を提出したライダーでも、完走周回数を完了しているライダーは完走者とみなされる。

付則3.

トライアル規則



トライアル目次

(1) 適用の範囲.....	20	(9) 練習.....	21
(2) トライアル.....	20	(10) サインオン・サインオフ.....	21
(オブサベーション・トライアル)		(11) 競技の進行.....	21
(3) 出場車輛.....	20	(12) ペナルティ.....	22
(4) ライダーの服装.....	21	(13) ペナルティの定義.....	22
(5) 競技ナンバーおよび		(14) 競技結果.....	22
ナンバープレート.....	21	(15) 同点者の判定.....	22
(6) セクション.....	21	(16) 賞典.....	22
(7) コース.....	21	(17) 抗議.....	22
(8) タイムキーピング.....	21		

付則 3

トライアル規則

〔1〕 適用の範囲

以下に記す規則は総則と共に全てのトライアル競技会に適用される。

〔2〕 トライアル

(オブザーベーション・トライアル)

オブザーベーション・トライアルとは、自然の地形に設定された条件(セクション、コース)に、多数のライダーが規定された1日または2日以上の大会期間中に挑み、操縦の確実性とタイムキーピングにより結果が表わされる競技である。

〔3〕 出場車輛

出場車輛は下記の改造の限度と仕様を満し、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて形式が判明できないような車輛は出場することができない。

I. 競技が一般公道を使用する場合の車輛の改造限度

出場車輛は、運輸省認定車で、車輛保安基準に合致し、一般公道を走れる状態のものでなければならない。

ナンバープレート、ライト、スピードメーター、クラクション、フラッシュランプ、バックミラー、ブレーキランプ、消音器等の保安部品を装着していなければならない。尚、ガラス類には飛散防止を施さねばならない。

II. 競技が一般公道を使用しない場合の車輛の改造限度

§ 1. セニア、エキスパート部門

(1) 車種、改造仕上げ、調整ともに自由である。

但し、危険とみなされる改造を施してはならない。

(2) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。

(3) 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、80db(A)以下でなければならない。

MFJ方式とは、排気管後方位15m、地上1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

—	～	90cc	6,000rpm
91cc	～	125cc	5,500rpm
126cc	～	250cc	5,000rpm
251cc	～	500cc	4,500rpm
501cc	～	—	4,000rpm

※ セニア、エキスパート部門は1975年以降に設置され、上記規定が適用される。

§ 2. ジュニア、ノービス部門

(1) 下記各項に規定されている事項を除き、改造仕上げ、調整ともに自由である。但し、危険とみなされる改造を施してはならない。

(2) 出場車輛は、工場レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。その銘柄、型式の詳細は公示に示される。

※ 但し、1974年度ノービス部門の車輛は一般に市販されている車種であれば良い。同じくジュニア部門の車輛は車種も自由である。

(3) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。

(4) 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、80db(A)以下でなければならない。

MFJ方式とは、排気管後方位15m、地上1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

—	～	90cc	6,000rpm
91cc	～	125cc	5,500rpm
126cc	～	250cc	5,000rpm
251cc	～	500cc	4,500rpm
501cc	～	—	4,000rpm

III. 出場車輛の仕様

(1) 排気管および消音器

排気管および消音器は規定の騒音規制値を満足していなければならない。

(2) タイヤ

1) タイヤにチェーン、スパイク等を加工装備してはならない。

2) モトクロス用タイヤを使用してはならない。

(3) クラッチ、ブレーキレバーおよびペダル

1) クラッチレバーおよびブレーキレバーはその末端が直径19mm以上の球状に作られ、容易にとれるものであってはならない。

2) ブレーキペダルおよびギヤシフトレバーの位置は自由である。但し、その先端は安全上丸められていなければならない。

(4) ブレーキ

前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキを備えていなければならない。

(5) フェンダー

前後輪には有効なフェンダーが装備されていなければならない。

(6) 他のライダーに迷惑をおよぼすような構造をしてはならない。

〔4〕ライダーの服装

競技中、ライダーは安全上下記の服装を着用しなければならない。

服装は競技中ライダーの身体の安全を確保し、操縦技術を妨げるものであってはならない。

- (1) 服装は、下半身は長ズボン、上半身は長袖とする。
- (2) 手袋および足首以上を保護する突出部のない革（またはゴム）靴を着用しなければならない。
- (3) ヘルメットは、練習、競技中を問わず、乗車の際には必ず着用しなければならない。ヘルメットは、MF J普及型ヘルメット規格以上の性能を有するものが望ましい。MF Jの公認したヘルメットには、MF J認証マークが貼付されている。

〔5〕競技ナンバーおよびナンバープレート

- (1) 競技ナンバーは主催者によって定められる。
- (2) 主催者によって定められた競技ナンバーは、車輛の前面に装着しなければならない。
- (3) 一般公道を使用しない場合は、下図に示す寸法のナンバープレートを装着しなければならない。
- (4) ナンバープレートの色分けは次の通りである。

ノービス部門	白地に黒文字	
ジュニア部門	黄地に黒文字	
エキスパート部門	黒地に白文字	
セニア部門	赤地に白文字	

〔6〕セクション

- (1) セクションの表示

セクションは次のセクションカードおよびテープで設定される。

- ① 入口
 - 右側 赤地にセクションナンバー
 - 左側 青地に“Section Begins”または“IN”
- ② 途中
 - 右側 赤いカード
 - 左側 青いカード
- ③ 出口
 - 右側 赤地にセクションナンバー
 - 左側 青地に“Section Ends”または“OUT”
- ④ テープ テープが使用されるのは、迂回禁止を示す場合であり、同じ側のカードとカードを結ぶ線の外側50cmのところ、白またはその側と同じ色のテープが地面に引かれる。

- (2) 採点区間

セクションにおける採点は、車輛の最前端部がセクションのカードを過ぎた時点から開始され、車輛の最後端部がセクション出口のカードを過ぎた時点で終了する。

〔7〕コース

コースは次のコースマークが設定される。

- ① 右折(ターンライト) 赤いカードに“R”の黒字
- ② 左折(ターンレフト) 青いカードに“L”の黒字
- ③ 直進(ストレート・オン)

白いカードに“S・O”の黒字

- ④ 一般公道を使用する場合は、上記カードの他に、交差点の手前50mに進行方向を予告するカードが設定される。

〔8〕タイムキーピング

- (1) ライダーは、あらかじめ抽籤で決められた順序により、1分間隔でスタートする。

決められたスタート時刻に遅れたライダーに対してはペナルティが課せられ、20分以上遅れた場合は失格となり、スタートすることができなくなる。

- (2) 全ライダーの平均時速は20km/hとする。
- (3) ライダーには全コースを走破するための時間が与えられ、これに遅れてゴールしたライダーに対してはペナルティが課せられる。
- (4) 全コースを走り終えたライダーはゴール地点でチェックを受け、タイムチェックを受けなければならない。決められた持時間をオーバーしてゴールしたライダーに対してはペナルティが課せられ、特別規則に示された規定時間までにゴールしないライダーは全員リタイアとみなされる。

〔9〕練習

コースおよびセクションのいかなる場所においても練習は禁止される。これに違反した者は失格とする。

〔10〕サインオン、サインオフ

ライダーは各自のスタート前迄に、主催者の指示する採点表にサインオンしなければならない。競技終了後、採点表を確認してサインオフしなければならない。

これを行なわないライダーはリタイアとみなされる。

〔11〕競技の進行

- (1) スタートの合図を受けて初めてエンジンを始動させることができる。
- (2) タイムキーピングを採用した場合、各セクションへのライダーの進入順序は自由であるが、オブザーバーによって指示された場合はこれに従わなければならない。
- (3) 原則として、セクション間の移動はコースマークに従って行なわなければならない。
- (4) ライダーはセクションに入る準備ができ次第、手を

MFJ国内競技規則

上げてオブザーバーに合図しなければならない。

- (5) オブザーバーの指示により、速かにセクションに入らなければならない。
- (6) セクション内でフルペナルティ（減点5点）を受けたライダーは、速かにセクションより車輻を移動させなければならない。
- (7) セクション内でライダーは一切の援助を受けてはならない。但し、フルペナルティを受けたライダーを除く。
- (8) 競技中、車輻の整備はライダー自身で行なわなければならない。
- (9) 車輻の故障等の理由で競技続行が不可能な場合は、速かにオブザーバーに申し出なければならない。
- (10) 競技中、事故を起した場合は、すみやかに役員に申し出なければならない。

[12] ペナルティ

- (1) セクションにおける採点は0-1-3-5-10方式を採用する。

クリーン	0点
足つき1回	1点減点
足つき2回以上	3点減点
失敗	5点減点
放棄	10点減点

- (2) タイムキーピングによるペナルティは次の通り課せられる。

スタートの遅れ1分につき	1点減点
予定されたスタート時間に	
20分以上遅れた場合	失格
最終タイムチェックの遅れ	
1分につき	1/10点減点

- (3) ライダーの不適切な行為に対するペナルティは次の通り課せられる。

役員に対する不適当な態度	100点減点
セクションにおいて役員の指示に従わなかった場合	10点減点
定められたコースを不適当にカットした場合	50点減点

[13] ペナルティの定義

セクションにおけるペナルティの定義は次の通りとする

- (1) 足つき

- ライダーの身体のどの部分でも地面に接触した場合
- 車輻およびライダーのどの部分でも、立木、岩または土の壁面等の障害物に接触した場合
- 車輻およびライダーのどの部分でも、セクションを表示するものに接触した場合（但し、接触による位置の移動がない場合）

- (2) 失敗

- 停止 前輪が前進を止めた場合。但し足をつかなかつた場合は停止としない。
 - 転倒 ライダーが支えなくても、それ以上車輻が姿勢を変えない状態になった場合
 - 両足同時接地 両足を同時に地面に着いた場合。
 - クロス ライダー自身の車輻のわだちに再び触れたり、これを踏みつけたり、越えたりした場合。
 - セクションを表示するものを破損または移動させた場合
 - セクション・アウト 車輻の前輪・後輪のいずれか一方でもセクションを表示するものの外側を通過した場合。車輻またはライダーがセクションを表示するものを踏みつけた場合。セクションテープを使用している場所で、これをまたいで足をついた場合。
 - 援助 第三者の援助を受けた場合
- (3) 放棄
- セクションを走行しなかった場合

[14] 競技結果

- (1) 総減点数の少ないものから順位を定める。
- (2) ワンディトライアルの場合は、原則として当日の競技結果を発表を公式とする。
- (3) 2日間以上にわたって競技が行なわれる場合は、競技終了日より一週間以内に公式結果が発表される。

[15] 同点者の判定

- (1) 同点者の判定は次の判定順序に従って行なう。
 - ① クリーンの数の多い者を上位とする。
 - ② 1点減点の多い者を上位とする。
 - ③ 3点減点の多い者を上位とする。
 - ④ タイムキーピングによるペナルティの少ない者を上位とする。
 - ⑤ 以上によって決定できない場合は同位とする。
- (2) 主催者の権限によりスペシャルテスト等で判定する場合もある。

[16] 賞典

原則として次の通り賞を定める。

- ・ベストパフォーマンス(B・P) 出場者中最も減点の少ない者
- ・ランナーアップ(R・U) 二番目に減点の少ない者
- ・ファーストクラス B・P, R・Uを含む上位20%の者
- ・セコンドクラス 次の10%の者
- ・ベストクリーン 出場者中最もクリーン数の多い者

[17] 抗議

競技結果に対するいかなる抗議も受けられない。

'74全日本選手権大会特別規則

ロードレース

— ロードレース目次 —

- 24●(1)開催競技会の名称、主催、日程
- 25●(2)開催場所
- 26●(3)開催種目／(4)競技内容／(5)タイムスケジュール／(6)参加定員
- 27●(7)大会出場申込／(8)出場料および保険料／(9)参加受理(10)賞およびポイント
- 28●(11)出場車輛／(12)競技番号／(13)ヘルメット／(14)



- ライダースの服装／(15)ピット割当およびピット要員
- 29●(16)出場受付／(17)車輛検査／(18)ライダーの変更／(19)レーサーの変更／(20)公式予選
- 30●(21)決勝レース出場台数／(22)スタート／(23)200マイルのスタート／(24)スタートの反則
- 31●(25)レース／(26)レース中の合図／(27)停車指示／(28)棄権(リタイア)と停止／(29)ピットインとピットアウト
- 32●(30)レース中の車輛修理とピット作業／(31)ピット作業人員／(32)燃料規定と補給／(33)レース終了と順位
- 33●(34)レース終了と順位(200マイル)／(35)レース終了後の車輛の保管と再検査／(36)違反に対する罰則／(37)抗議／(38)参加者の順守事項
- 34●(39)レースおよび大会の中止／(40)本規則の違反／(41)本規則の解釈／(42)本規則の施行
大会組織図(テクニカルスポーツ)／保険

ロードレース特別競技規則

本競技会は、日本モーターサイクル協会（MFJ）公認のもとに、国際モーターサイクル連盟（FIM）の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいたMFJ国内競技規則ならびにそれに準拠した本競技会特別競技規則に従い開催される。

〔1〕 開催競技会の名称、主催、日程

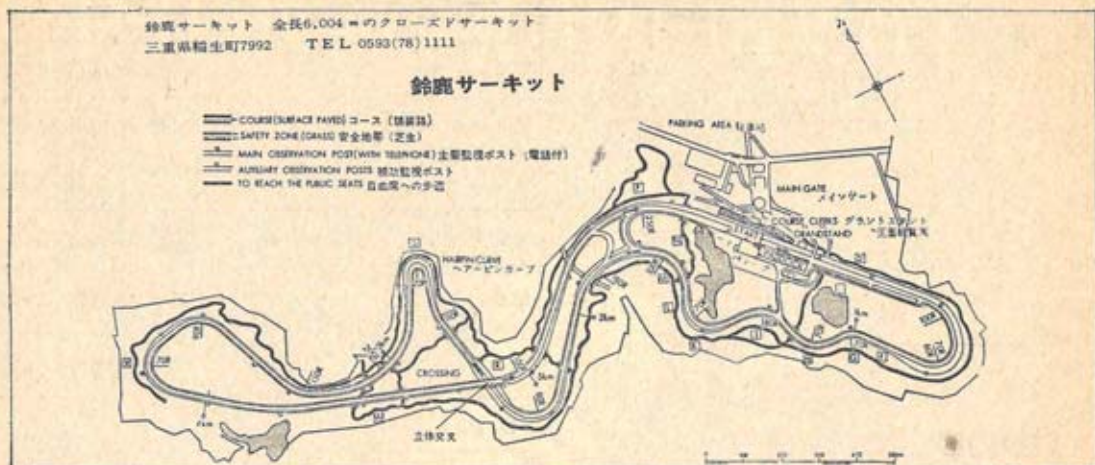
開催日	大会名称	主催	日程
4月27日(土) 28日(日)	1974年全日本選手権シリーズ第1戦 鈴鹿ロードレース大会(第1戦)	テクニカルスポーツ 三重県鈴鹿市住吉町 6786 ☎513 ワールドモーター㈱内 代表 藤井璋美 電0593(78)1455	全クラス公式予選 N90, J90, 125, E J S125予選, 決勝 レース, 表彰式 ----- N125, 250 J 250, 350 E J. S 750決 勝レース, 表彰式
6月1日(土) 2日(日)	1974年全日本選手権シリーズ第2戦 鈴鹿ロードレース大会(第2戦)	テクニカルスポーツ 三重県鈴鹿市住吉町 6786 ☎513 ワールドモーター㈱内 代表 藤井璋美 電0593(78)1455	第1戦と同じ
6月22日(土) 23日(日)	1974年全日本選手権シリーズ第3戦 筑波ロードレース大会(第3戦)	関東信越モーターサイクル協会 東京都港区港南3-3-10 ☎108 東京都軽自動車協会内 電03(472)6241	N全クラス公式予 選, 決勝レース, 表彰式 ----- J. E. J. S全クラ ス公式予選, 決勝 レース, 表彰式
7月20日(土) 21日(日)	1974年全日本選手権シリーズ第4戦 鈴鹿200マイルロードレース大会 (200マイル)	テクニカルスポーツ 三重県鈴鹿市住吉町 6786 ☎513 ワールドモーター㈱内 代表 藤井璋美 電0593(78)1455	全クラス公式予選 N90, 125, E J. S 125決勝レース ----- N125, 250 J 250 350決勝レース200 マイルレース
9月15日(日) 16日(月)	1974年全日本選手権シリーズ第5戦 NET 筑波ロードレース大会(第5戦)	関東信越モーターサイクル協会 東京都港区港南3-3-10 ☎108 東京都軽自動車協会内 電03(472)6241	第3戦と同じ
10月12日(土) 13日(日)	1974年全日本選手権シリーズ第6戦 第11回日本グランプリロード レース大会(G・P)	日本モーターサイクル協会 東京都中央区銀座1-9-12 ☎104 大盛ビル 電03(561)8566	第1戦と同じ

[2] 開催場所

第1戦, 第2戦, 200マイル, G.P

鈴鹿サーキット 全長6,004mのクローズドサーキット
三重県鈴鹿市稲生町7992

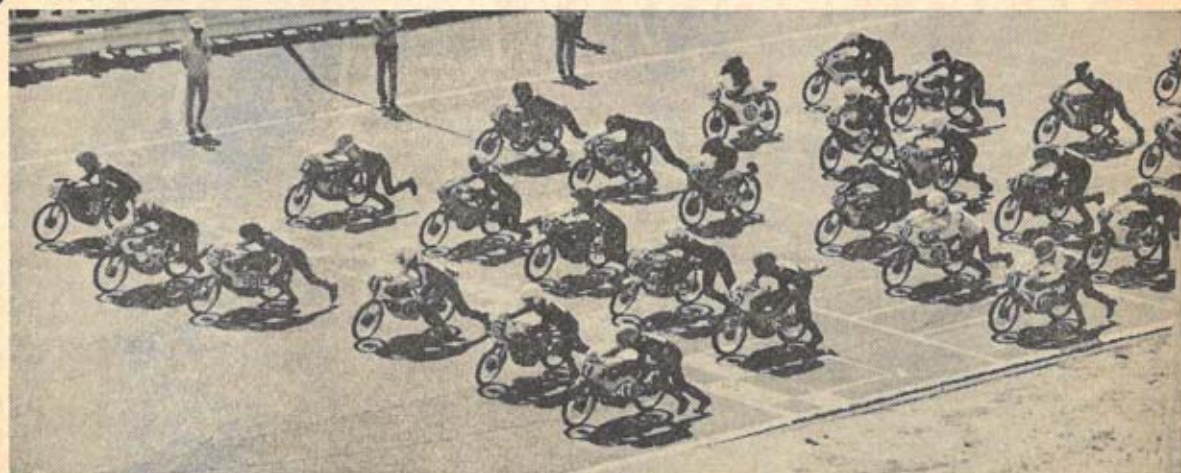
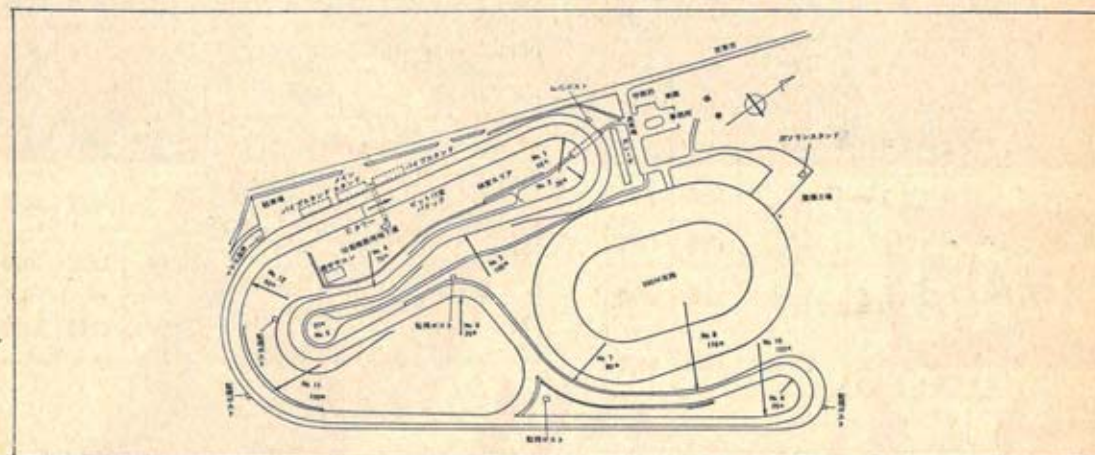
TEL0593(78)1111



第3戦, 第5戦

筑波サーキット 全長2,045mのクローズドサーキット
茨城県結城郡千代川村大字村岡

TEL(029644)3146~7



'74全日本選手権大会特別規則

[3] 開催種目

全日本選手権シリーズの競技部門、クラス区分は下記の通りである。但し、フォーミュラ・リブレ(FL)には、全日本選手権タイトルはかからない。

部門 クラス	ノービス (N)	ジュニア (J)	エキスパート・ジュニア (E・J)	セニア(S) FLを含む
90cc	○	○	}	}
125cc	○	○		
250cc	○	○	}	}
350cc	—	○		
750cc	—	—		

[4] 競技内容

(第1戦, 第2戦)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	8周	7周
第2レース	ノービス	125cc	10周	8周
第3レース	ノービス	250cc	13周	11周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	10周	8周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	15周	12周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	12周	10周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	17周	14周

(200マイル)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	8周	7周
第2レース	ノービス	125cc	10周	8周
第3レース	ノービス	250cc	13周	11周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	10周	8周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	15周	12周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	12周	10周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	100マイル × 2ヒート	

(第3戦, 第5戦)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	14周	12周
第2レース	ノービス	125cc	16周	13周
第3レース	ノービス	250cc	18周	15周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	24周	20周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	26周	21周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	26周	21周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	30周	24周

(G.P)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	8周	7周
第2レース	ノービス	125cc	10周	8周
第3レース	ノービス	250cc	13周	11周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	12周	10周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	15周	12周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	12周	10周
第8レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	17周	14周

[5] タイムスケジュール

タイムスケジュールの詳細は、公式通知に示される。

[6] 参加資格

- 参加者およびライダーは、1974年版MFJ国内競技規則・総則[5]に合致していなければならない。
- 日本G・Pの場合、ノービス部門・ジュニア部門の参加者は、1973年～1974年にかけてMFJ公認全日本選手権シリーズロードレース大会に、下記の回数以上出走した者でなければならない。

ノービス部門 2回

ジュニア部門 1回

日本向けに特別設計



Ultra-Action

ウルトラ アクション スパークプラグ

- ウルトラ ダッシュ
- ウルトラ スパーク
- ウルトラ パワー
- ウルトラ エコノミー

チャンピオン ウルトラ アクション プラグは、ノロノロ運転での、くすぶりを追放。スムーズな始動、力強い加速、きれいな排気ガス、エンストの防止。しかも、単位ガソリン当りの走行距離がグリーンと伸び、燃費を大幅に節約します。今、愛車はパワーアップされエンジンは快調。

世界中で愛される
スパークプラグ

●お求めは全国のサービスステーション、パーツショップ、修理工場で。

●赤の4パック。——ご自分で取付けるのに便利な4本入りパッケージ。

ヤマハモノクロスサスペンション

YZ250



パワーから乗りやすさへ、いまモトクロスサーの技術テーマは、サスペンション。

ヤマハは、「モノクロスサスペンション」で答える。'73ワールドチャンピオンマシンの記録が立証した結論。ヤマハYZ250いま待望のデビュー、チャンピオンをめざすキミのベストマシン。



- 2サイクル、1ポート+トルクインダクション246cc ●最高出力34P/5/8000rpm ●最大トルク3.11kg-m/7500rpm ●5段リターン変速 ●高張力鋼管ダブルクレードルフレーム
- 2連大型湿式モルトブレインエキリアー ●前輪3.00-21 ●後輪4.60-18(ダンロップ・スポーツセニア) ●前用オーバーフェンダー標準装備 ヤマハ発動機株式会社

ジェット型ヘルメットにパーフェクトフィット——SWANS MX シリーズ
 ニューパーツ スナッガー付で新発売!

世界のトップライダー
 日本のセニアライダーの数
 多くが愛用している
 〈スワズMXゴーグル〉
 お求めは全国有名パーツショップで



112MX ¥1,300

山本防塵眼鏡株式会社
 本社 東大阪市長堂2-17



ハスキーの市販車モトクロッサー

登場!

ハスクバーナ
 125cc



予約受付中!!
 New Model 125cc

MFJ公認車輛
 ハスクバーナモトクロッサー日本総発売元

愛和自動車株式会社

東京都台東区上野公園1-26 TEL 03 (822) 0515



MFJ-APPROVED HELMET

株式会社新井広武



RX-7

- スネル1970年規格
- カラー/白、パール
- サイズ/A,B
- 価格/¥25,000(工場渡し)



R-2

- ファイバーグラス製
- カラー/ゴールド、ブルー、レッド、グリーン
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 6,200(工場渡し)



R-1Z

- U.S.A. Z90-規格
- カラー/白、メタリックブルー、黒つや消し
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 7,500(工場渡し)



R-5

- カラー/白、黒
- サイズ/S,M,L,XL
- 価格/¥ 9,500



R-10

- ファイバーグラス製
- カラー/白、メタリックブルー、黒つや消し
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 5,800(工場渡し)



R-1B

- カラー/白、黒、ブルー
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 9,500



R-1A

- カラー/白
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 9,000(工場渡し)



R-7

- カラー/白、黒
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 9,500



RS-10

- カラー/白、黒つや消し、ブルーグリーン、オレンジ
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 6,200(工場渡し)



R-7G

- スネル1970年規格
- カラー/白、パール
- サイズ/A,B
- 価格/¥ 7,900(工場渡し)

MFJ公認ヘルメット



昭栄化工株式会社



ST-Z

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- アメリカ規格 ANS1. Z901 (1971)
- カラー/ホワイト、ブラック、グリーン、インターナショナルオレンジ、ゴールド
- サイズ/S.M.L.XL
- 価格/¥ 7,800



SR-Z

- スネル規格 1971.300G
- アメリカ規格 A.N.S.1 Z90.1 (1971)
- JIS 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、オレンジ
- サイズ/S.M.L.XL
- 価格/¥ 22,000



SR-X7

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、シルバー
- サイズ/S.M.L.XL
- 価格/¥ 7,800



SR-X

- JIS 2種 (MFJ公認)
- スネル規格 1971.300G
- カラー/ホワイト
- サイズ/S.M.L.XL
- 価格/¥ 9,500



SX

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、ブルー、グリーン
- サイズ/S.M.L
- 価格/¥ 6,400



ニュー-GV

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、ブルー、グリーン
- サイズ/S.M.L.XL
- 価格/¥ 6,800



SR-1

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト
- サイズ/S.M.L
- 価格/¥ 9,500



SHF

- JIS 2種規格
- カラー/白、レッド、ブルー、メタリックゴールド
- サイズ/S.M.L
- 価格/白-¥ 6,500 他 ¥ 6,800



H-1

- ワンタッチ反蓋金具、ヘルメットホルダー取付フック付
- カラー/マースオレンジ、キャンディゴールド、セラミック白
- 価格/ゴールド-¥ 7,200 他 ¥ 6,900



MFJ-APPROVED HELMET

大日本インキ工業株式会社 日栄プラスチック株式会社



DX-700

●カラー/ホワイト



CX-320

●カラー/白



BX-400

●普及品
●カラー/白



BX-800P

●普及品
●カラー/白



CX-500

●カラー/白、赤、青



CX-300P

●カラー/
ンディーイエロ
キャンディーグリー
ン、キャンディーオ
レンジ、キャンディ
ーレッド



CX-600P

●普及品
●カラー/白



CX-300

●カラー/白、赤、青

M F J 公認ヘルメット

株式会社コミネオートセンター



FUJI-500型

- カラー=白、橙、黒ツヤ消
- MFJ公認 (レース出場可能)
- 閉閉式聴孔装置付 (PAT-28807)
- サイズ=M・L・LL
- 価格 ¥8,600



BD201型

- カラー=白・青・赤・橙・緑・銀・黒ツヤ消し
- サイズ=M・L・LL
- U.S.A.S.I Z90-1合格
- MFJ公認
- PAT, 309465, 316351, 28807
- ¥ 6,400



KS-10型

- カラー/白
- U.S.A.S.I Z90-1規格
- MFJ公認
- 価格/¥3,960



VX-1型

- 当社高級ヘルメット
- カラー=白、青、黒艶消
- ハート型耳穴 PAT 316351
- サイズ=M・L・LL
- ¥ 8,300 (最高級牛皮使用)



JS-1型

- カラー=白、赤、橙、緑、青、銀、黒ツヤ消し
- サイズ=M・L・LL
- U.S.A.S.I Z90-1合格
- MFJ公認
- ¥ 7,400 (最高級牛皮使用)



MFJ-APPROVED HELMET

マルシン工業株式会社



M-500

- USA1 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、オレンジ、キャンデー (ゴールド、ブルー)
- 価格 ¥13,000



M-350

- JIS1種規格
- カラー、白、オレンジ、黒ツヤ消
- 価格 ¥9,300



M-56 (IEM50DX)

- USAS1 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、黒ツヤ消、オレンジ、メタリックブルー、キャンデーゴールド
- 価格 ¥9,500



M-38 (IEM50)

- USA81 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、黒ツヤ消、キャンデー (オレンジ、ブルー、ゴールド)
- 価格 ¥6,800



M-52 (IEM55)

- USAS1 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、黒ツヤ消、オレンジ、メタリックブルー、キャンデーゴールド
- 価格 ¥7,800

M F J 公認ヘルメット



クノー工業株式会社



KH-25

- U.S.A.S.I Z90-1規格
- FRP製
- カラー/白、黒つや消し
- ¥ 8,000



KH-35

- U.S.A.S.I Z90-1
- FRP製
- カラー/白、青、赤、金、銀
- ¥ 8,000



KH-39

- U.S.A.S.I Z90-1
- FRP製
- カラー/白、青、赤、金、銀
- ¥ 7,000



UVEX GRAND PPIX

- ドイツ製
- 高級ゴーグル
- ¥ 4,500



CLIMAX-513-S

- スペイン製
- 高級ゴーグル
- ¥ 4,500



CLIMAX-510

- スペイン製
- 高級ゴーグル
- ¥ 5,300

MOTOR CYCLE TIRES

コーナーリング抜群の〈通〉のタイヤ



NT-117



NT-103



NT-118



NT-119 NT-120



安全性・経済性にすぐれた
ニットータイヤ



M.F.J公認パーツ

カヤバ・リヤクッションユニット



J型 (ジャンボ)



S型 (バネ常数切換)



F型 (フィン)

モトクロス用

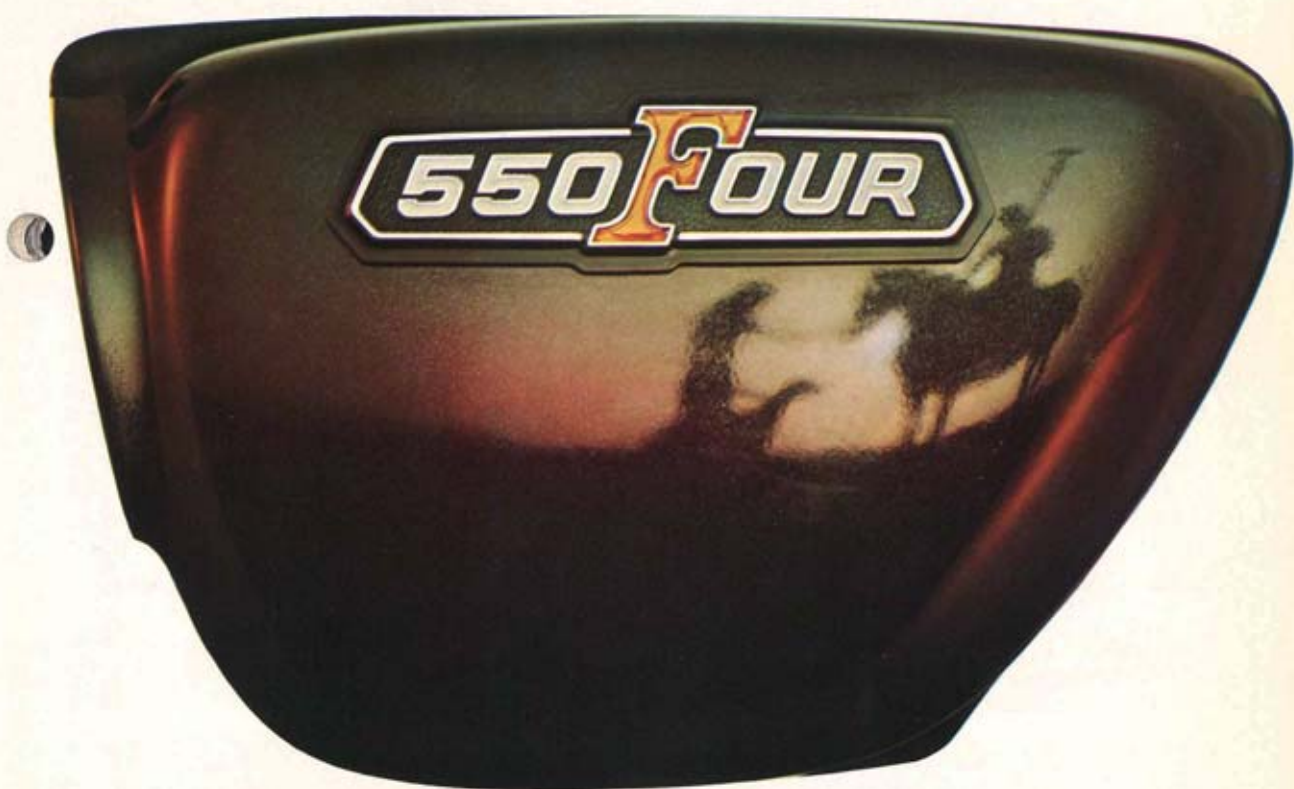
萱場工業株式会社

本社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル11階

問合せ先

札幌 ☎(011)251-6983 仙台 ☎(0222)27-2676 名古屋 ☎(052)961-3506
 大阪 ☎(06)448-0925 広島 ☎(0822)21-2550 福岡 ☎(092)41-6182

端正な姿。洗練の機能。 いま、あの500がグレードアップ。 「静かなる男のための550」



静かなる男たちの、新たな余裕。正統を好む男。虚飾を見抜く男。機能を洞察しうる男。男のスポーツの何たるかを知る男。そして限りなくモーターサイクルを愛する男。その男たちにおくる

—— 余裕のドリーム
CB550FOURです。

ホンダのゆたかな伝統と正統を好む心が育くみ、ひたすらモーターサイクルのあるべき姿を追い求めたマシン。高い品質と端正な美しさは、その結果にほかなりません。いま、500から、550へ、トータルパフォーマンスをグレードアップしました。

余裕の550、OHC4気筒。あのCB500の信頼のパフォーマンスを受け継ぎ、さらに50のゆとりを加えたエンジン。50馬力ものパワーを引き出しながら、たぐいえないスムーズさ、静粛さ。なめらかで、しかも素早いレスポンスは、マルチシリンダーならではの味わいです。

装備類は、さらにグレードアップ。

後輪に大径タイヤを装着して走性をさらに向上させたのをは

じめ、計器類を大型化、ウインカーは、2モーション、さらにブザーを連動。その他、5段階節リアダンパー、ディスクカバ、前後輪ブレーキ摩耗限界チエック目盛り、3系統分割ヒューズ、大型左右ミラーなど、新たな装備を随所に加えました。端正なカラーリング。この車の個性を強調する黒と、ストライプ付き2種がそろっています。タンクキャップは、キー付さが標準装備です。



新発売

●4サイクル-OHC4気筒4キャブ ●544cc ●最高出力50PS/8,500rpm ●最大トルク4.4kg-m/7,500rpm ●5段リターン ●前輪油圧式ディスクブレーキ ●標準現金価格¥355,000



充実、ラムエアシステム125ツイン。 期待にこたえて、新発売。

- ★連続高速走行に威力を発揮する新しい空冷〈一体構造ラムエアシステム〉
- ★レスポンスのすぐれた2ストロークツイン124ccエンジン★効きの確かな油圧式前輪ディスクブレーキ★最高出力16ps/9,500rpm★最大トルク1.3kg-m/8,500rpm
- ★変速機5段リターン式

R&P 特別仕様車
SUZUKI R&P SYSTEM

ヘルメットを正しく着用し、安全運転をお願いします。

GT125

SUZUKI

〔7〕 大会出場申込

(1) 申込受付期間

	開始	締切	
(第1戦)	3月29日(金)	4月9日(火)	消印有効
(第2戦)	5月3日(金)	5月13日(月)	"
(第3戦)	5月24日(金)	6月3日(月)	"
(200マイル)	6月21日(金)	7月1日(月)	"
(第5戦)	8月16日(金)	8月26日(月)	"
(G・P)	8月23日(金)	9月3日(火)	"

(2) 申込場所 申込場所は各主催者住所とする。

(3) 出場申込

- 1) 各部門とも所定の申込書に必要な事項を全て記入の上、出場料および保険料を添えて提出しなければならない。
- 2) 出場申込書は、2クラス以上に出場を申込み場合は別々に1枚の申込用紙に記載しなければならない。
- 3) 郵送の場合は現金書留とし、締切日当日の消印のある者までが有効となる。
- 4) 締切日以後及び電話による申込みは一切受けない。

〔8〕 出場料および保険料

(1) 出場料およびライダー保険料

(第1, 第2, 第3, 第4, 第5戦)	出場料	1クラス	5,000円
	但し、200マイル(EJ・S750)のみ		6,000円
	保険料	1人1口	1,500円(保険料50万円)
(GP)	出場料	1クラス	5,000円
	保険料	1人1口	3,000円(保険額100万円)

(2) ビット要員保険料

1人1口	300円(保険額50万円)
------	---------------

〔9〕 参加受理

- 1) 必要事項の全てを明記した出場申込書、必要金額を大会事務局が受理した時点で、参加受理書が送られる。
- 2) 一旦受理された出場料、保険料はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかったものも同様である。
- 3) 大会が中止された場合、参加が拒否された場合(申込者が必要な手続を怠った場合はこれにはあてはまらない)にのみ出場料、保険料が返還される。

〔10〕 賞およびポイント

(1) 次の賞が授与される

(第3戦, 第5戦)

- ① 正賞 各部門各クラス(F.Lを除く)優勝～6位

② 特別賞 ③ 参加賞

(第1戦, 第2戦, 200マイル)

- ① 正賞 各部門各クラス(原則としてF.Lを除く)優勝～6位

② ヘルパー賞 ③ デザイン賞

- ④ 特別賞 ⑤ 参加賞

(日本GP)

- ① 正賞 各部門各クラス(F.Lを除く)優勝～6位

② 最優秀グループ賞

③ 最優秀選手賞

④ ポールポジション賞

⑤ ヘルパー賞

⑥ デザイン賞

⑦ 特別賞

⑧ 参加賞

(2) 賞の規定

- 1) E.J. S混合レースの賞は総合順位で与えられる
- 2) 最優秀グループ賞は、MFJ公認グループでそのグループの全入賞者の得点を合計し、最多得点を獲得したグループに授与される。
- 3) 最優秀グループ賞の得点は1位15点、2位12点、3位10点、4位8点、5位6点、6位5点とする。

(3) 賞およびポイントの制限

出走台数が20台に満たない場合、次の通り賞およびポイント制限する。但し、賞は6位迄とする。

出走台数	ポイント	出走台数	ポイント
18～19台	9位迄	8～9台	4位迄
16～17台	8位迄	6～7台	3位迄
14～15台	7位迄	4～5台	2位迄
12～13台	6位迄	3台	1位のみ
10～11台	5位迄	3台未満	レース不成立

(注) 出走台数とは、そのクラスの決勝レースのスタートラインに並んだ台数をいう。但し、予選がある場合は、その総出走台数をいう。

(4) ポイント

- 1) 全日本ランキングのためのポイントは次に示す通りである。

1位 15点、2位 12点、3位 10点、4位 8点、
5位 6点、6位 5点、7位 4点、8位 3点、
9位 2点、10位 1点

但し、日本G.P大会については、上記ポイントに3点加算される。

- 2) E.J. S混合レースのポイントは、総合順位で与えられる

[11] 出場車輛

レース出場車輛（以下レーサーという）は、MFJ国内競技規則・付則1〔3〕を順守しなければならない。

その他の規定

- (1) レーサーは清潔に仕上げ、部品等の取付けはガムテープや針金等による取付け方法を用いてはならない。
- (2) エンジン・ドレン・コック・ボルト類はかならずワイヤロックを施さなければならない。
- (3) 主要部品を部品で購入した場合は番号が打刻されていないので、部品販売店等の販売証明を提出することが望ましい。

[12] 競技番号

- (1) 参加車輛は競技番号を車輛の両側面及び前面に取付けなければならない。プレートは、MFJ国内競技規則付則1〔4〕による。
- (2) ナンバーは、主催者によって定められ、ナンバーに対する特別な要求は、受付けられない。主催者から特に指示がない場合は書込で書体を入れなければならない。
- (3) 競技番号は公式通知と共に参加受理書に番号が示され、車輛検査までに指定された書体及び色で書込む事。
- (4) セニア、エキスパート・ジュニア部門のライダーには付則に示す通り番号が割当てられ、今年度の全大会を通して使用される。
- (5) 色分けは、次の通りである。

ノービス部門	白地に黒文字
ジュニア部門	黄地に黒文字
エキスパート・ジュニア部門	緑地に白文字
セニア部門	赤地に白文字

- (6) 競技ナンバーおよび識別マークの状態は、車輛検査と同時に技術委員によって点検され、コース委員、計時委員などが判読しにくいと判断したものに対しては修正が要求される。
- (7) 競技中、競技番号、配布されたゼッケンを装着せず、に走行した場合、また、間違っただナンバーを装着して走行した場合、罰則が適用される。

[13] ヘルメット

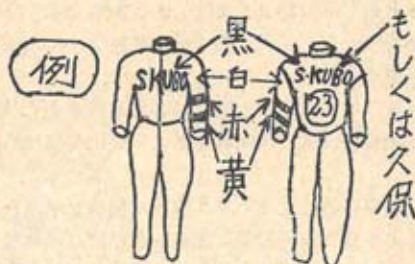
- (1) ライダーおよび参加者は、会場内でレーサーに乗車する場合、必ずヘルメットを着用しなければならない。
- (2) ヘルメットは、国内競技規則に定められた性能を有するMFJ公認のもの（MFJ認証マークが貼付されている——付則参照）で、主催者が行なう検査に合格したものでなければならない。

[14] ライダーの服装

- (1) ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確

保し、操縦を妨げるものであってはならない。

- (2) 皮製のレーシングスーツ、あみあげ用金具製止め具（外部に突出しているフック等）のないピッタリとしたレザーブーツ（あるいは着脱容易な踵までおおわれる革製脚絆）を着用しなければならない。
- (3) レーシングスーツの色については自由であるが3色以上にするのが望ましい。
- (4) レーシングスーツには、ライダー名を前後にゼッケンNoの上に記入しなければならない。



- (5) ガラスが砕けた際鋭い破片にならない安全なゴーグル、革製の手袋を着用しなければならない。
- (6) 配布されたゼッケンは必ず着用しなければならない。
- (7) エキスパート・ジュニア、セニア部門のライダーには、シーズン初めにゼッケン（ピット員のゼッケンを含む）が与えられる。

[15] ピット割当ておよびピット要員

- (1) 各ピット使用は、公式予選の場合は車検の受付の際にピット使用公示板に記入、予選5分前より使用出来る。予選終了後はすみやかにパドック内に退去するものとする。決勝レースにはもっとも予選の早かったものからピット番号の若い順に割当てる。

- (2) ピット要員（ライダー・メカニック・責任者などを含む）はMFJ会員でなければならない。またその数は、参加車両1台につき4名以内とする。

責任者はピット要員の氏名、住所を所定の書式によって登録しなければならない。

パドックへ通行するための胸章又はゼッケンは、この登録された者にたいしてのみ支給する。

- (3) 参加車両にたいする各自のサービス車は、参加車両1台につき1台とする。参加車両を搬入するために使用されるトレーラーや、大型トラック等は役員の指示に従い積みおろしの時以外はパドックに入ることはできない。

サービス車は、主催者により支給される通行ステッカーを貼付しなければならない。貼付されていない車両はパドックへの通行ができない。

パドックおよび周辺の案内図（駐車場、車検場、給油場等）は公式通知とともに送られるが責任者・メカニック・ライダーは全面的にこれに従わなければならない。

〔16〕 出場受付

- (1) 参加者およびライダーは、参加申込み締切り後発行される公式通知で示された出場受付に、かならず本人が出頭し、運転免許証、MF J登録証、ライセンス、参加受理書を提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- (2) 参加受理書および運転免許証を所持していないものは、出場が認められない。
- (3) 公安委員会により免許停止処分を受けている期間中のライダーの出場は原則として認められないが、競技会審査委員会は本人の申請に応じて、免許停止の事情を検討し、適当と認めた場合は道交法の適用を受けない区域における競技にかぎり出場許可が与えられるものとする。
- (4) MF J競技ライセンスを提示できない者は、理由の如何を問わずペナルティ料金（500円）を支払い、更にその場でMF J登録料、ライセンス料を支払い仮登録しなければならない。

尚、後日MF J事務局において二重登録と判明した場合には、仮登録の料金は全額本人宛返還される。

〔17〕 車輛検査

- (1) すべての出場車両（レーサー）は、公式通知に示された日程、タイムスケジュールにしたがって、競技規則に基いた「レース前車両検査」を受けなければならない。
- (2) 車両検査受付において、ライダーは、ライセンス、健康診断書を提示しなければならない。尚、フォーミュラ・リブレに出場する者は、車両製造証明書を提出しなければならない。
- (3) 「レース前車両検査」持込台数はノービス、ジュニア部門は出場1レースにつき1台に限定、エキスパート・ジュニア部門は2台まで、セニア部門はクラス区分を変更しないことを条件に持込台数を制限しない。
- (4) レース前車両検査は、公式通知に示された車両検査区域において行なわれる。
- (5) 参加者はレーサーとともに、日程・タイムスケジュールに示された時刻までに集合しなければならない。検査締切り時刻以後の検査は、競技会審査委員会が本人の要求に応じて遅刻の事情を検討し、適当と認めた場合以外は認められない。
- (6) 検査で規定または安全上出場が不適当と判定されたレーサーは、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- (7) 大会検査長および検査員、補給長および補給員、大会審査委員会など主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両検査を行なうことができる。

〔18〕 ライダーの変更

参加受理以降のライダーの変更は、出場受付まで、手数料5000円を添えて申込みれば認められるが、出場部門に該当する出場資格を持つライダーに限られる。

〔19〕 レーサーの変更

- (1) ライダーは参加申込時に登録したレーサーを変更することは原則として許されない。
- (2) 破損、その他の理由でレーサーを変更する必要がある場合は、書式によりレーサー変更申請を行ない、審査委員会が認めた場合は許されるが、同部門、同クラスのレーサーに限定される。レーサー変更手数料は5000円とする。
- (3) レーサーの変更は、公式予選終了後、如何なる理由があっても認められない。
- (4) ライダーとレーサーの両方を同時に変更することは認められない。
- (5) 公式予選と決勝は同一のレーサーを使用しなければならない。

〔20〕 公式予選

- (1) 出場ライダーは、公式通知の定める日程、タイムスケジュールにしたがって、かならず公式予選（オフィシャル・プラクティス）に出場しなければならない。
- (2) 公式予選の義務周回数は2周とする。最初の1ラップ目は計測されないが、周回数には算定される。
- (3) 公式予選の最高ラップ・タイムが甚だしく劣るライダーは、たとえ参加台数が決勝出場定員に満たない場合でも、最終的な出場資格を与えられない。
- (4) 参加台数が決勝出場定員に満たない場合にかぎり、大会審査委員会は、義務周回数不足あるいは、ラップ・タイムが甚だしく劣るライダーに対し、過去のレース成績を参考にしうえて、決勝レースへの出場資格と、スターティング・ポジションを決定することができる。
- (5) 公式予選で測定された各ライダーの最高ラップ・タイムにより、特別規則に示される決勝レース出場台数を限度としてスターティング・ポジションが決定される。
- (6) 最高ラップ・タイムが同じ場合は次善のラップ・タイムによってスターティング・ポジションが決定される。



[21] 決勝レース出場台数(定員)

- (1) 第3戦, 第5戦は原則として20台までとする。
- (2) 第2戦, 第3戦, 第4戦(EJ S750の200マイルレースを除く)日本GPは原則として44台までとする。
- (3) 200マイルレースは50台までとする。
- (4) 全日本第1戦, 第2戦のなかで参加申込台数の多いクラス区分は, ヒート1, ヒート2の予選レースを行ない, トーナメント方式により上位22台ずつでヒート3決勝レースを行なうことができる。ヒート1, ヒート2の割りふりは, 競技番号の奇数と偶数で配分される。競技番号の決定, およびヒート1, ヒート2予選トーナメント方式を採用するかどうかは, 参加申込み締切り後, 発行される公式通知によって参加者に通知される。

[22] スタート

- (1) スタートまでの行動は, 参加申込み締切り後発表される大会タイム・スケジュールに従わねばならないが, 全日本第1戦, 第2戦および200マイルレースは原則として次の時間割による。
 スタート 約60分前 給油およびレース前車両両チェック開始, 終了後ただちに待機区域に入る。待機区域よりコースへ誘導。
 スタート 15分前 ウォーミング・アップ開始。
 " 5分前 スタート位置整列, エンジン停止。
 " 3分前 表示(ボード掲示)
 " 2分前 表示 メカニック離れる(ボード掲示)
 " 1分前 表示(ボード掲示)
 " 10秒前 表示(イエロー・シグナル灯)
 スタート 表示(グリーン・シグナル灯)
- (2) スタート合図は原則として, コース管理室そばの信号灯によって行なわれるが, 競技総監督が日の丸(国旗)を用いることもできる。この場合は, 事前のライダーズ・ミーティングによりスタート合図の方法がライダーに伝えられる。
- (3) 定められた時間以外, エンジンを始動させてはならない。
- (4) スタート2分前の表示が出されたあと, ただちにメカニック, ヘルパーは, 所定のスタート区域からコース外へ退去しなければならない。違反したものには罰則が適用される。
- (5) スタート前のウォーミング・アップは, 役員の指示に従い慎重に安全を確認して所定の区域内を, 所定の巡回方向で走行しなければならない。
- (6) バドック内においてはウォーミング・アップ走行をすることは禁じられる。
- (7) スタートでエンジンが始動しないライダーは, 審判員

の指示に従って, ビットにレーサーを押し入れ, 整備後, 再び審判員の指示に従って, ビットから再スタートすることができる。

[23] 200マイルレースのスタート

- (1) ル・マン式のスタートとする。
- (2) コースインした出場車は各自ビットで燃料を給油した後, 公式予選の結果決定したスタート・ポジションに車両を整列させる。
- (3) 1ヒート目のスタート・ポジションは公式予選の成績により, 2ヒート目のスタート・ポジションは1ヒート目の成績により定められる。
- (4) 指定された時間にエンジンを始動し, 指定された時間までにエンジンを停止しなければならない。その表示は役員車および場内放送でなされる。その時間の詳細は公式通知に示す。
- (5) スタート3分前までに, スターティング(第1)ライダーはコースのグラウンドスタンド側の所定の位置に立ち, スタート合図をまつ。
 ビット要員1名はレーサーを, 持っている事がゆるされる。
- (6) スタート合図までの秒読みは場内放送により, スタート3分前, 2分前, 1分前, まで行なわれる。
- (7) スタートは競技総監督の振る「日の丸」の合図により, ポールポジションより25人のライダーがスタートする。30秒後再度競技総監督の振る「日の丸」の合図により残り25台がスタートする。
- (8) ビット要員がライダーの押しかけを手伝う事はできない。
- (9) スタートでエンジンが始動しない場合は, すみやかにビットに押し戻り, 再整備後, 審判員の合図により, 再スタートすることができる。
 この際に必ず審判の合図をまってスタートしなければならない。

[24] スタート反則

- (1) スタートラインについて車両およびライダーは, スタート用意からスタート合図がされてスタートが終るまでに出発合図の統制下にあり, スタート合図がなされるまでに所定の位置から前進したり, あるいはビット要員が規制に従わなかった場合には, スタート審判員によって反則とみなされる。
- (2) スタート反則をしたライダーおよびビット要員にはレース結果に1分を加算するか, 1周の減算か, または失格とされる。この場合できるだけ速やかに, ライダーのビットに通告されるが, 判定に対する抗議は受付られない。

[25] レース

- (1) 走行中、各ライダーは必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- (2) ライダーは、走行中故意に他のライダーの走行を妨害するような走りかたをしてはならない。
- (3) レース中、レーサーはそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- (4) コースは右回りの所定の走路とし、如何なる場合でも逆方向、若しくは、規定外コースを走行してはならない。これに違反した場合は失格とされる。
- (5) レースまたは予選中、グランドスタンド前直線部分では、前車を追越す目的か、後車のスリップ・ストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更する事は許されない。この範囲(区間)はイエローラインが設けられたコース直線部分とする。
- (6) レース中、ライダーは他の人の援助を一切受けてはならない。他の人のライダーに対する援助は一切できない。他の人による援助とは、きめられた位置についている担当のメカニックおよび業務執行中の役員以外の人をレーサーに触れることをいう。
- (7) レース中、ライダーはそのレーサーにいかなる他人も同乗させてはならない。
- (8) ライダーはレース中、一切酒気をおびたり、または薬品等により故意に精神状態をつくるてはならない。
- (9) 上記の項目は予選中といえども適用される。

[26] レース中の合図

- (1) レース中、大会役員が次の合図用旗を示した場合、各ライダーはただちにこれに従わなければならない。
 - 1) シグナル緑又は国旗……………スタート
 - 2) 赤旗……………全ライダーの走行停止
 - 3) 黄旗……………危険注意
 - 4) 緑旗……………先に示された合図の解除
 - 5) 3本の黄色縦縞のある赤旗……………コース上にオイル有
 - 6) 青旗……………追越車あり、進路をゆずれ
 - 7) 白旗……………コース上に救急車又はサービス車あり、又はコース上にて救急作業が行なわれている
 - 8) ライダーのナンバーを付した黒旗……………当該ライダー走行停止
 - 9) 白と黒のイチマツ模様の旗(チェッカー・フラッグ)……………レース終了(ゴールイン)
- (2) 合図用旗の使用は競技役員のみならず、他のいかなる合図旗または、それにまぎらわしいもの使用は認められない。
- (3) 赤旗の使用はコントロール・ライン上において、競技

総監督、または競技総監督の命を受けた代理役員のみに限られる。

[27] 停車指示

- (1) レース続行が危険とみなされるライダー又は車両については競技総監督は、大会審査委員会の同意を得てピットインを命ずるか又は、レースから除外することができる。この決定に対する抗議は受けられない。
- (2) 天災、大事故等不慮の事態が発生した場合は、競技総監督は、全車に対し、その場に停止を指示することができる。

[28] 棄権(リタイア)と停止

- (1) レース中、または予選中にコース内で停止する場合にはライダーはただちにレーサーをコースの脇の安全な地域によせ、他の走行中のライダーの邪魔にならないよう、じゅうぶん注意しなければならない。
- (2) レース、予選中に、レーサーをコースの進行方向と逆に押ししたり引いたりして移動してはならない。ただし、競技役員の手指示、監察のある場合はこのかぎりではない。
- (3) 事故や故障などによりリタイアする場合は、その地点からもっとも近い審判員に報告し、リタイア届を提出しなければならない。ライダー本人が負傷その他の理由でリタイア届を提出できないときは、審判員の判定により、リタイアと認めることができる。
- (4) ピット以外の地域でリタイアする場合、ライダーはレーサーをレース(または予選)終了までコース審判員の管理下におかななければならない。ただし、審判員からレーサー移動を指示された場合は、これは従わなければならない。

[29] ピットインとピットアウト

(ピットイン)

- (1) ピットインする時はピット前のコース上に区画されたイエローラインとホワイトラインの間を減速地帯としてここを走行し、他の車が走行出来る停車余地を残して車輛をピットに近づけて停車し、エンジンを必ず停止しなければならない。
- (2) 審判員の指示または危険回避以外の目的でイエローラインをカットして走ることは許されない。
- (3) 自分のピットを通り越した時はエンジンを停止した後、ピット審判員の承認を得た上ででもどす事ができる。(但しBピットを通り越した場合はできない)

(ピットアウト)

スタートする際は、必ず審判員の合図によって確認し、自力で押してスタート後減速地帯を走行し、コーナーの内側を走行しながら次コーナーに通過すること。

[30] レース中の車輛修理とピット作業

- (1) レース中における車輛の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によって行ない、必ずエンジンは停止して行なうこと。
- (2) ピットに準備してある部品、工具による作業は正規にピットインした車に対してのみ行なうことができる。
- (3) やむを得ない事情で、ピット以外のコース上で車の修理、調整を行なうときは、他の車の走行の支障にならない場所に停車しライダー自身が行なわなければならない。コースを押してピットに戻る場合は必ずコース両サイドのグリーンゾーンの上を歩くこと。コース外側よりの援助で作業もしくは、工具・部品を受けてはならない。この場合は失格とされる。
- (4) ライダーはもしピットに戻らなければいけない場合レース走行の妨害にならないように戻ることができる。
- (5) エンジンアッセンブリー（クランクケースが組込まれている状態）および、フレームアッセンブリー（前後フォーク、タンク、シート等の組込まれている状態）をアッセンブリーのまま交換してはならない。また当該アッセンブリーをピットに持込んではいない。
- (6) 200マイルレースのヒート1、ヒート2の休憩時間に許される作業の種類、内容は公式通知に示される。

[31] ピット作業人員

- (1) レース中ピットインし、エンジンを停止した車輛に対しては、2名のピット要員と、その車輛のライダー、計3名だけが停止位置で作業できる。走行中のライダーに対してピットサインを送れるのは、ヘルパー1名だけで、各自の区画の端（ホワイトライン）まで出ることができる。
- (2) ピット作業、ピットインを行うものはすべて、登録がなされた者で保険加入者でなければならない。年齢は、16才以上であること。

[32] 燃料規定と補給

- (1) 参加車輛に使用する燃料は、公式通知で指定する。公式車輛検査および、公式予選中は、パドック内の所定の給油区域内において、供給を受けなければならない。
- (2) 燃料には、オクタン価を高めるような、添加剤あるいは装置を加えてはならない。
- (3) 燃料にオイルを混合する必要があるときは、所定の給油区域内で作業しなければならない。
- (4) 潤滑油、その他に使用するオイルの銘柄、および仕様については自由とする。

200マイルレースの場合

- (5) 燃料タンクは24ℓ以下とする。
- (6) レース中の車輛への燃料補給は、各ピットに用意され

た各自のケイコウカンに入れる。

- (7) レース中の燃料補給の義務回数は、各ヒートとも1回以上および10ℓ以上とする。
1ヒート目スタート前の燃料給油は15ℓとする。
- (8) レース中の燃料補給が行なわれる場合は、当該チームのメカニック1名が立会い、監督は補給監察委員の指示に従って、所定の用紙に少なくとも補給1ラップ前に給油届をすることが必要である。補給中はエンジンを停止し、他の作業を併行しておこなうことはできない。
- (9) 燃料補給中、ピット要員1名は必ず消火器を持って作業中待機していなければならない。かつこぼれた燃料、オイル等はピットに用意されたモップ、オガクズ等を使用して必ず拭きとらねばならない。
- (10) 燃料補給及びサーキット、パドックの詳細及びその取扱いについての説明は、公式通知によって示す。
上記に違反した場合は、違反に対する罰則が適用される。

[33] レース終了と順位

- (1) 各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールインしたのち次の時間を経過したときである（第2戦、第3戦、200マイル、GP）4分間
（第1戦、第5戦）2分間
- (2) トップ走者がチェッカーフラッグを受けたのち、そのあとにくる他のライダーは全てチェッカーフラッグを受けたのちに走行はうち切られる。
優勝者、入賞者および完走者
- (1) 各レースにおける優勝者は、レースの総距離を最短時間で完走したライダーである。
- (2) 入賞者は、チェッカーを受けた完走者の中から上位順に選ばれる。
- (3) 順位は、周回数の多いものから決定され、同周回数の場合は、ゴールラインの通過順位による。
- (4) レース終了時迄にゴールラインに達しない場合は、その周回は認められない。
- (5) 各クラスの決められたレース時間内に、特別規則に示される完走周回数を完了しているライダーが完走者である。
- (6) レース途中でリタイア届を提出したライダーでも完走周回数を完了しているライダーは完走者とみなされる。
- (7) レース結果の順位は、次の順序により定める。
第1順序・チェッカーを受けた完走者。
第2順序・レース終了時迄にゴールラインに達しない走行中の完走者。
第3順序・完走周回数をまっとうしたのち、リタイアした者。
第4順序・上記以外のもの。

[34] レース終了と順位

(200マイルレース)

- (1) 1 ヒート、2 ヒートの合計周回数の多い順に順位を定める。
- (2) 合計周回数が同数の場合は、合計タイムの速い方を上位とする。
- (3) 完走者は両ヒートの合計周回数により決定される。

[35] レース終了後の

車輛の保管と再検査

- (1) チェッカー・フラッグを振られた車輛は、第1コーナー手前（筑波サーキットの場合はヘヤビン手前）の誘導路より車輛保管区域へ入らなければならない。
- (2) 入賞者は暫定結果発表後30分所定の場所に保管する。入賞者及抗議対象となった車輛はレース終了後、車輛の分解検査を行う。この場合分解その他の作業は参加者の責任において公式車検終了後の車輛は一切パドックよりの持ち出しは許されない。もし持ち出しを行なった者は入賞資格をうしなう。
- (3) 公式予選及びレース終了後の車輛保管はパドック内で行なう。各レース終了30分後で解放されるものとする。
- (4) 上位入賞者はエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行なう。
- (5) 賞典対象車および抗議対象車以外のレーサーを保管する権限は検査長がもつものとする。

[36] 違反に対する罰則

大会中（競技会）における違反行為に対しては、競技会審査委員会ならびに競技総監督の権限で下記の罰則を課することができる。

- (1) 注意処分（口頭による注意または注意処分通告書）
- (2) 厳重戒告（戒告通知を受けたものは始末書提出）
- (3) 罰金
- (4) 競技結果に対する1分加算
- (5) 競技結果に対する3分加算または1周減算
- (6) 失格

違反の判定は競技総監督の判断を優先するが、罰則の裁量や適用は審査委員会の決定を優先するものとする。

罰則は、審査委員会の報告にもとづきMFJ資格審査委員会によって、さらに事後の出場停止、資格停止にまでおよびかどうか審査裁定される。

[37] 抗議

- (1) ライダーは自分が不当に処遇されていると判断するときはこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本規則に規定された出場拒否または、審査委員会の決定に対しての抗議は受けられない。

- (2) 抗議を行なうときは、書面により（大会事務局に用意された用紙）抗議保証金5,000円（1件）を添えて競技総監督をへて大会審査委員会に提出しなければならない。
- (3) 参加資格についての抗議は、すべての公式予選終了後30分までとし決勝レース当日は一切認めない。抗議成立の場合は保証金は返される。
- (4) レース結果（予選結果）に対する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。
- (5) 車輛の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車輛の分解等に要した費用は検査長が算定するものとする。

[38] 参加者の順守事項

（監督、ライダー、メカニック、ヘルパー）

参加者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 本競技会中は、MFJ国内競技規則に則って行動し、参加者は全ての行動に対して責任を持たなければならない。
- (2) 参加者はすべて本競技会特別規則書にのっとり行動する。従ってすべての違反者は5000円の罰金か、または、1分、1周減算、失格、さらに退場に至る罰則が課せられる。
- (3) 国内競技規則、本規則及び競技管理上のあらゆる規定や競技役員への指示に従い、かつレース場以外では交通法規を守るものとする。
- (4) 常にスポーツマンとしての態度を持ち、公正に行動し言語は慎むこととする。
- (5) 競技に関する義務についているときは飲酒或いは薬品によって精神状態をつくろうことを禁ずる。
- (6) レース中では参加の身分証を必ず着用する。（運転免許証・ライセンス）



[39] レースおよび大会の中止

- (1) レースおよび大会は特別な理由がないかぎり、打切ったり中止されたりしない。
- (2) 大会審査委員会が保安もしくは不可抗力により、レースのいずれか、または大会そのものを中止したり打切ったりしなければならぬと判断したとき、レースまたは大会を中止できる。
- (3) 大会またはレースが中止された場合、参加者に対し、支払った出場料、保険料を返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

[40] 本規則の違反、裁定

本規則に対する違反はすべて大会審査委員会が決定し、罰則が適用される。裁定後はいかなる理由といえども従わなければならない。

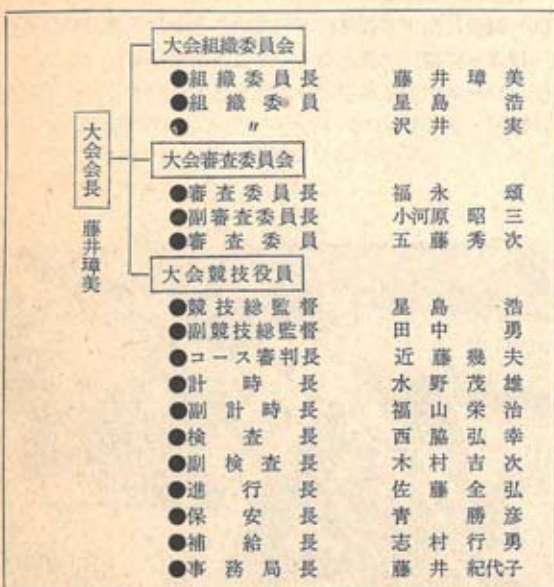
[41] 本規則の解釈

この特別規則および競技に関する疑義は、事務局あて質疑申立てができるが、この解答は審査委員会の解釈、決定を最終的なものとして示される。

[42] 本規則の施行

本規則は、各競技大会の参加申込受付日より有効となる。尚本規則に示されていない事項は、MF J国内競技規則による。 昭和49年3月31日 大会事務局長

★ 大会組織図 (テクニカルスポーツ)



(注) 他大会の大会組織は公式通知またはプログラムに示される。

★ 保険

MF J レース保険に準じて行なわれる。

(下記の保険金は、1口の場合のもので、最高10口までかけられる)

1. 死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合50万円が支払われる。

2. 不具廃疾保険金

事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合その程度に応じて次に示す額が支払われる。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 終身自由を行なう事ができない場合 | 50万円 |
| (2) 両眼が見えなくなった場合 | 50万円 |
| (3) 腕又は足(関節より上部)をなくした場合 | 25万円 |
| (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合 | 25万円 |
| (5) 片方の耳が見えなくなった場合 | 17.5万円 |
| (6) 鼻をなくした場合 | 12.5万円 |
| (7) 片方の手の親指(指関節より上部)をなくした場合 | 10万円 |
| (8) 片方の耳をなくした場合 | 5万円 |
| (9) 片方の耳が聞こえなくなった場合 | 10万円 |
| (10) 片方の手の人さし指をなくした場合 | 4万円 |
| (11) 足の親指をなくした場合 | 4万円 |
| (12) 親指・人さし指以外の手の指をなくした場合 | 2.5万円 |
| (13) 親指以外の足の指を1本なくした場合 | 1.5万円 |

3. 医療保険(普通保険)

傷害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するときに支払われる保険金で平常の業務に従事することができるようになるまで1日について500円支払われる。

4. その他の規定

- (1) 医療保険金の支払いは180日間で打ち切られる。
- (2) 事故による障害について、不具廃疾保険とを重ねて支払われる場合は、その合算額を支払われる。
- (3) 健康保険・労災保険・その他の給付には関係なく保険金は支払われる。

5. 適用期間

決勝の日を境に前後3日間とする。

6. 保険金請求についての必要書類事項および

- (1) 傷害の程度を証明する医師の診断書
- (2) 全治したときの医師の治療証明書
- (3) サーキット・警察署(交通事故の場合)等の事故証明書(筑波サーキットの場合は主催者の事故証明)が必要である。

'74全日本選手権大会特別規則

モトクロス



モトクロス目次

- 36 ● (1)開催競技会の名称、主催、開催場所、日程
- 38 ● (2)開催種目 / (3)競技内容 / (4)参加定員 / (5)参加資格 / (6)大会出場申込
- 39 ● (7)出場料および MFJ 選手共済組合費 / (8)参加受理 / (9)賞およびポイント / (10)レース出場車輛(レーサー) / (11)競技ナンバーおよびナンバープレート
- 40 ● (12)ヘルメット / (13)ライダーの服装 / (14)当日選手受付 / (15)車輛検査 / (16)ライダーの変更 / (17)レーサーの変更 / (18)部品の変更 / (19)自由練習および公式練習
- 41 ● (20)公式予選 / (21)スタート / (22)レース / (23)レース中の合図
- 42 ● (24)レース終了 / (25)優勝者、入賞者 / (26)入賞車の検査 / (27)レース中の違反行為に対する罰則 / (28)レースおよび大会の中止 / (29)抗議 / (30)運営実行組織 / (31)公式通知、タイムスケジュール / (32)本規則の違反、裁定 / (33)本規則の解釈 / (34)本規則の施行

モトクロス特別競技規則

本競技会は、日本モーターサイクル協会（MFJ）公認のもとに、国際モーターサイクル連盟（FIM）の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいたMFJ国内競技規則ならびにそれに準拠した本競技会特別競技規則に従い開催される。

〔1〕 開催競技会の名称、主催、開催場所、日程

大会名称	主 催 開催場所	日 程
1974年全日本選手権 シリーズ第1戦 谷田部 モトクロス 大会	関東信越モーター サイクル協会 〒108 東京都港区港南3-3-10 東京都軽自動車協会内 Tel. 03(472)6241 谷田部特設コース 茨城県筑波郡 谷田部町期間 (日本自動車研究所内)	昭和49年4月6日(土) 昭和49年4月7日(日) 7:00 N. J. 選手受付 7:00 E. J. S 選手受付 車輻検査 車輻検査 8:00 公式練習 8:00 E. J. S 公式練習 9:00 N. J. 公式予選 9:00 E. J. 公式予選 13:00 N. J. 決勝 10:00 セニア125cc決勝 15:30 N. J. 表彰式 11:00 E. J. 125cc決勝 13:00 E. J. 250cc決勝 14:00 セニア250cc決勝 15:00 E. J. S. 表彰式
1974年全日本選手権 シリーズ第2戦 福岡 モトクロス 大会	MFJ 九州地方本部 〒812 福岡市東区箱崎埠頭2-5-16 福岡県軽自動車協会内 Tel. 092(641)0431 星野モトクロス場 福岡県八女郡 星野村	昭和49年4月21日(日) (詳細は公式通知で発表)
1974年全日本選手権 シリーズ第3戦 鈴鹿 モトクロス 大会	鈴鹿サーキット 〒510-02 三重県鈴鹿市 稲生町7992 Tel. 0593(78)1111 鈴鹿サーキット モトクロス場	昭和49年5月4日(土) 昭和49年5月5日(日) 7:00 N. J. 選手受付 7:00 E. J. S 選手受付 7:30 車輻検査 7:30 車輻検査 7:40 公式練習 7:40 E. J. S 公式練習 8:50 開会式 8:50 開会式 9:00 N. J. 公式予選 9:00 E. J. 公式予選 13:00 N. J. 決勝 10:50 セニア125cc決勝 16:30 N. J. 表彰式 11:45 E. J. 125cc決勝 12:30 E. J. 250cc決勝 14:15 セニア250cc決勝 16:00 表彰式

大会名称	主催 開催場所	日 程
1974年全日本選手権 シリーズ第4戦 第11回 モトクロス 日本グランプリ 大会	日本モーターサイクル協会 ☎104 東京都中央区銀座1-9-12 大盛ビル内 Tel. 03(561)8566 牛岳スキー場 特設コース 富山県婦負郡 山田村	昭和49年5月17日(金) 昭和49年5月19日(日) 12:30~14:00 選手受付 8:45 (再)車輻検査 昭和49年5月18日(土) 公式練習 8:40 選手受付 10:00 大会式典 車輻検査 10:40 決勝レース 9:00 公式練習 15:30 表彰式 10:30 開会式 11:10 公式予選 13:40 決勝レース
1974年全日本選手権 シリーズ第5戦 小岩井 モトクロス 大会	MFJ 東北地方本部 ☎982 仙台市長町 6-6-9 仙台テクニカルハイランド内 Tel. 0222(48)5747 小岩井農場 特設コース 岩手県磐石	昭和49年6月9日(日) 7:00 選手受付(N地方大会なし) 車輻検査 8:00 公式練習 8:45 開会式 9:00 公式予選 13:00 決勝 15:30 表彰式
1974年全日本選手権 シリーズ第6戦 札幌 モトクロス 大会	MFJ 北海道地方本部 ☎063 北海道札幌市西区24軒 1条7-35 北海道ヤマハ城内 Tel. 011(641)2711	昭和49年7月7日(日) 7:00 選手受付, 車輻検査(N地方大会併催) 8:00 公式練習 9:30 公式予選 11:30 セニア125cc決勝 13:00 決勝レース 15:30 セニア250cc決勝
1974年全日本選手権 シリーズ第7戦 松山 モトクロス 大会	MFJ 四国地方本部 ☎760 高松市福岡町4-14 カワサキ西日本販売城内 Tel. 0878(51)8231 松山オートテック 松山市五明	昭和49年7月27日(土) 昭和49年7月28日(日) 10:00 N選手受付, 車輻検査 7:00 J.E.J.S N公式練習 選手受付 12:20 N公式予選 車輻検査 15:00 N決勝レース 公式練習 16:30 N表彰式 9:00 J.E.J公式予選 J.E.J.S決勝 16:30 表彰式
1974年全日本選手権 シリーズ第8戦 九州 モトクロス 大会	MFJ 九州地方本部 ☎812 福岡市東区箱崎埠頭 2-5-16 福岡県軽自動車協会内 Tel. 92(641)0431~2	昭和49年9月7日(土) 昭和49年9月8日(日) (詳細はライディングまたは) 公式通知で発表 N地方大会併催

'74全日本選手権大会特別規則

大会名称	主催 開催場所	日	程
1974年全日本選手権 シリーズ第9戦 福島 モトクロス 大会	MFJ 東北地方本部 ☎982 仙台市長町6-6-9 仙台テクニカルハイランド内 ☎. 0222(48)5747 えびす高原モトクロス場 福島県二本松市 えびす高原牧場	昭和48年9月22日(日)	7:00 選手受付 車輻検査 (N地方大会なし) 8:00 公式練習 8:45 開会式 9:00 公式予選 13:00 決勝 15:30 表彰式
1973年全日本選手権 シリーズ第10戦 山口 モトクロス 大会	MFJ 西日本スポーツ委員会 ☎740 山口県岩国市車町 2-16-52 岩国カワサキ販売内 ☎. 0827(21)1654 厚保サーキット 山口県美禰市厚保	昭和49年10月5日(土)	10:00 N選手受付, 車輻検査 N公式練習 12:30 N公式予選 15:00 N決勝レース 16:30 表彰式
		昭和49年10月6日(日)	7:00 J.E.J.S 選手受付 車輻検査 公式練習 9:00 J.E.J.S 公式予選 J.E.J.S決勝 16:30 表彰式
1973年全日本選手権 シリーズ第11戦 市原 モトクロス 大会	関東信越モーター サイクル協会 ☎108 東京都港区港南3-3-10 東京都軽自動車協会内 ☎. 03(472)6241 市原サーキット 千葉県市原市月崎	昭和49年10月26日(土)	7:00 N.J.選手受付 車輻検査 8:00 公式練習 9:00 N.J.公式予選 13:00 N.J.決勝 15:30 N.J.表彰式
		昭和49年10月27日(日)	7:00 E.J.S選手受付 車輻検査 8:00 E.J.S公式練習 9:00 E.J.公式予選 10:00 セニア125cc決勝 11:00 E.J.125cc決勝 13:00 E.J.250cc決勝 14:00 セニア250cc決勝 15:00 E.J.S表彰式

[2] 開催種目

部門	ジュニア	エキス パート・ ジュニア	セニア
クラス	90cc 125cc 250cc	— 125cc 250cc	— 125cc 250cc

(注) 大会により当日または前日にノービス部門の競技が行なわれるが、この場合のノービス部門には全日本選手権はかけられない。

[3] 競技内容

ノービス	10分+2周
ジュニア	15分+2周
エキスパート・ジュニア	30分+2周
セニア	40分+2周

(注) 日本GP大会のセニア部門は2ヒートで行われる。
上記競技内容は天候等の都合により、大会審査委員会の

決定によって変更される場合がある。

[4] 参加定員

定員は定めない。

(注) 特に1日制の場合は、主催者の判定により、申込締切日以前でも、受付が打切られる場合がある。

[5] 参加資格

(1) MFJ国内競技規則、総則[5]に合致していなければならない。

[6] 大会出場申込

(1) 申込受付期間 開始 大会30日前
締切 大会20日前(消印有効)
但し、日本GPの場合は
開始 4月1日(月)
締切 4月10日(火)消印有効

(2) 申込場所 申込場所は各主催者住所とする。

(3) 出場申込

- ① 各部門とも所定の申込書に必要事項を全て記入の上、出場料およびMFJ選手共済組合費（通称MFJ保険）を添えて提出しなければならない。
- ② 出場申込用紙は、2クラス以上に出場を申込み場合でも、1枚の申込用紙に記載しなければならない。
- ③ 郵送の場合は現金書留とし、締切当日の消印のあるものまでが有効となる。
- ④ 締切日以後の申込みおよび電話による申込みは一切受け付けない。

〔7〕 出場料および

MFJ選手共済組合費

(G・Pを除く) 出場料

(1クラス、共済費含む) 4,000円
(2クラス目より) 3,500円

(N地方大会) 1クラス、共済費含む 3,500円
2クラス目より 2,500円

〔8〕 参加受理

- (1) 必要事項の全てが明記された出場申込書、必要金額が大会事務局に受理された時点で、参加受理書が発送される。
- (2) 一旦受理された参加料（共済費を含む）はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかったものも同様である。
- (3) 大会が中止された場合、参加が拒否された場合（申込者が必要な手続を怠った場合はこれには合致はまらない）にのみ参加料（保険料を含む）が返還される。

〔9〕 賞およびポイント

(1) 次の賞が授与される。

- ① 各部門クラス優勝、2位、3位、4位、5位、6位
- ② 特別賞
- ③ 参加賞

賞の詳細については、公式通知に示される。

(2) 日本GP大会においては、更に次の賞が授与される。

- ① 最優秀グループ賞
- ② 最優秀地方本部賞（MFJブロック優勝旗）その他、賞の詳細については、公式通知に示される。

(3) 日本GP大会における賞の規定

- ① 最優秀グループ賞は、MFJ公認グループで、そのグループの全入賞者の得点を合計し、最多得点を獲得したグループに授与される。
- ② 最優秀グループ賞および最優秀地方本部賞の得点

は、1位15点、2位12点、3位10点、4位8点、5位6点、6位5点とする。

(4) 賞およびポイントの制限

出走者（そのクラスの決勝又は予選のスタートラインに並んだ総台数）が20名に満たない場合、次の通り賞およびポイントを制限する。但し、賞は6位迄とする。

出走台数	ポイント	出走台数	ポイント
18～19台	9位迄	8～9台	4位迄
16～17台	8位迄	6～7台	3位迄
14～15台	7位迄	4～5台	2位迄
12～13台	6位迄	3台	1位のみ
10～11台	5位迄	3台未満	レース不成立

(5) ポイント全日本ランキングのためのポイントは次に示す通りである。

1位 15点、2位 12点、3位 10点、4位 8点、
5位 6点、6位 5点、7位 4点、8位 3点、
9位 2点、10位 1点

但し、日本GP大会については、上記ポイントに3点加算される

〔10〕 レース出場車輛(レーサー)

レース出場車輛（以下レーサーという）は、MFJ国内競技規則・付則2〔3〕を順守しなければならない。

〔11〕 競技ナンバーおよび ナンバープレート

(1) 競技ナンバーは各部門別に主催者によって割当てられ、参加受理書に記入し通知される。

(2) レース用ナンバープレートは、国内競技規則に定められた寸法のもの、前方に1枚、両側面に1枚の計3枚を装着しなければならない。

尚、この際、ライダー等により隠れることなく、明瞭に見えるよう取付けなければならない。

(3) ナンバーおよびナンバープレートの色分けは下記の通りとし、参加者自身で完全なものを用意してこなければならない。

ノービス部門（地方大会）	白地に黒文字
ジュニア部門	黄地に黒文字
エキスパート・ジュニア部門	緑地に白文字
セニア部門	赤地に白文字

尚、胸ゼッケンは当日選手受付で配布貸与される。

(4) レース中競技ナンバー及び配布された胸ゼッケンを装着せずに走行した者、間違ったナンバーを装着して走行した者、また、本人の不注意によりナンバーが判別しにくい状態で走行した者は、その周回を記録されない。

[12] ヘルメット

- (1) ライダー、参加者およびメカニックは、会場内でレーサーに乗車する場合、必ずヘルメットを着用しなければならない。
- (2) ヘルメットは、国内競技規則に定められた性能を有するMFJ公認のもの（MFJ認証マークが貼付されている——付則参照）で、主催者が行う検査に合格したものでなければならない。
- (3) M.F.J. 認証マークが貼付されていない公認ヘルメットを使用しているものについては100円のペナルティを課す。

[13] ライダーの服装

- (1) ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、操縦を妨げるものであってはならない。
- (2) 革手袋、突出部品のない足首以上を保護する革靴、革ズボンを着用しなければならない。
- (3) ゴoggles、マスクの使用は自由であるが、ゴogglesは、ガラスが砕けた際鋭い破片になるようなものであってはならない。
- (4) 配布されたゼッケンは必ず着用しなければならない。

[14] 当日選手受付

- (1) 当日選手受付の時間および場所は、公式通知に示される。
- (2) 定められた時間内に、必ずライダー本人が出頭し、運転免許証、MFJ競技ライセンス、健康保険証（日本GP大会においては更に、健康診断書）を、参加受理書と共に提示し、当日の資格を判定されなければならない。
- (3) 当該運転免許証を所持していない者は、原則として出場を認められない。
- (4) MFJ競技ライセンスを提示できない者は、理由の如何を問わずペナルティ料金（500円）を支払い、更にその場でMFJ登録料、ライセンス料を支払い仮登録しなければならない。

尚、後日MFJ事務局において二重登録と判明した場合には、仮登録の料金は全額本人宛返還される。

[15] 車輛検査

- (1) 全てのレーサーは、国内競技規則に基いた車輛検査を受けなければならない。
- (2) 車輛検査は、大会タイムスケジュールに従って、パドック内の車輛検査区域において行われる。
- (3) ライダーは、大会タイムスケジュールに示された時間内に、必ずライダー本人が車輛を持参し車輛検査を受けなければならない。これ以後の検査は大会審査委員会が、不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合

以外には行われぬ。

- (4) 車輛検査への持込台数は1クラスにつき、ノービス（地方大会）ジュニア、エキスパート・ジュニア部門のライダーは1台に限定、セニア部門のライダーは制限を設けない。
- (5) 車輛検査において、規則または安全上参加が不適当と判定されたレーサーは、公式予選を含む一切の走行を認められない。
- (6) 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時検査を行なうことがある。

[16] ライダーの変更

- (1) ライダーの変更は認められない。
- (2) 但し、健康上等不可抗力な理由による場合は、出場受付終了以前に、文書によって変更申請を行ない、競技総監督がこれを認めた場合はこの限りでない。
- (3) ライダーは変更申請は変更手数料として5,000円をそえておこなわなければならない。

[17] レーサーの変更

- (1) 参加申込時に登録したレーサーを変更することは原則として認められない。
- (2) 但し、破損その他の理由による場合は、出場受付終了以前に、文書によって申請を行ない、大会審査委員会がこれを認めた場合はこの限りでない。
- (3) レーサーの変更申請は、変更手数料として5,000円をそえておこなわなければならない。
- (4) ライダーとレーサーの双方を変更することはできない。
- (5) クラスの変更は一切認められない。
- (6) 2ヒート・システムの場合、1ヒート目と2ヒート目のレーサーの変更は認められない。
- (7) 紛争に際して、銘柄についての立証の責任は参加者側が負うものとする。

[18] 部品の変更

エンジン・アッセンブリーの変更は認められない。

[19] 自由練習および公式練習

- (1) 大会前に練習日があるか否かは公式通知に示される。
- (2) 練習日がある場合は、日程、タイムスケジュール等の明細が示される。

第3戦鈴鹿大会の練習指定日は次の通りである。

4月27	～5月1日	午前中	メーカー使用
		午後	一般公開
5月3日			一般公開

[20] 公式予選

- (1) そのクラスの出場申込台数が規定の同時出走最多台数(30台)を大きく越えた場合、決勝進出者決定のための公式予選を行なう。
- (2) 公式予選の有無、決勝進出者数、その他の詳細は公式通知又はプログラム等に示される。
- (3) 公式予選は周回数制でレースを行ない、スケジュール上可能かつ適当な周回数が主催者によって定められる
- (4) 公式予選といえども、レースの各規定が適用される

[21] スタート

- (1) 同時出走最多台数は、原則として30台とする。
- (2) ライダー及びレーサーはレースの直前のチェックを受け、指定区域内において待機していなければならない。
- (3) セニアの決勝スタート位置は抽選によるものとする。
- (4) エンジンのウォーミングアップは主催者の指示する時間内だけで行なわなければならない。
- (5) ウォーミングアップ以後、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後は、(キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後)ライダーからタイムのサインがあっても、スタート係はこれを考慮しない。
- (6) スタートの合図は、スタート係が国旗を振ること、またはスターティングマシンが作動することによって行なわれる。
- (7) スタートの方法については、ジュニア部門はキックスタート、(但し、スターティングマシンを使用する場合はエンジンスタート)エキスパート・ジュニア・セニア部門はエンジンスタートとする。

[22] レース

- (1) ライダーは走行中故意に他のライダーの走行を妨害してはならない。
- (2) ライダーは走行中やむを得ず定められたコースを外れた場合、再びコースにもどるには同じ地点よりなされなければならない。
- (3) レース中、ライダーは他の人の援助を一切受けてはならない。
- (4) レース中、業務執行中の役員及び定められたピットエリア内にいる担当のメカニック以外の者は、一切レーサーに触れてはならない。
- (5) ピットエリア内でレーサーの整備などを行えるメカニックは1名に限られ、他のメカニックは如何なる場所において如何なる直接的援助もすることはできない。

[23] レース中の合図

- (1) レース中、大会役員が次の合図用旗を示した場合、各



ライダーはただちにこれに従わなければならない。特にモトクロスで使用されるのは1) 2) 3) 7) 9) の旗である。

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① シグナル緑又は国旗 | スタート |
| ② 赤旗 | 全ライダーの走行停止 |
| ③ 黄旗 | 危険注意 |
| ④ 緑旗 | 先に示された合図の解除 |
| ⑤ 3本黄色縦縞のある赤旗 | コース上オイルあり |
| ⑥ 青旗 | 追越車あり、進路ゆずれ |
| ⑦ 白旗又は赤十字旗 | コース上に救急車又はサービス車あり、又はコース上にて救急作業が行われている。 |
| ⑧ ライダーのナンバーを付した黒旗 | 当該ライダー走行停止 |
| ⑨ 白と黒のイチマツ模様の旗
(チェッカー・フラッグ) | レース終了 |
- (2) 競技内容に示されている規定の時間を経過した後、トップ走者がゴール地点に現われた時点から、残り周回数を示す合図が出される。
 - (3) この合図旗の使用は、役員にのみ許され、他のいかなる合図旗またはそれとまぎらわしいもの使用は一切認められない。
 - (4) 上記(1)の合図旗は予選中といえども使用される。

[24] レース終了

レースの終了は優勝者の完走後、チェッカー・フラッグマーシャルが定位置を離れること、又は大会役員車がコースを一巡することによって示される。

[25] 優賞者、入賞者

- (1) 入賞者は、チェッカーを受けた者の中から周回数が多い順に選ばれる。
- (2) 同周回数の場合は、ゴールラインの通過順位による。

[26] 入賞車の検査

- (1) レース終了後、入賞となったレーサーは、直ちに車検員によって、決められた区域内に管理され、暫定結果発表後30分以上保管され、必要に応じて検査される。
- (2) 入賞者は車輻重量が測定され、規定最低量以下の軽いレーサーは失格となる。
- (3) 入賞車の排気騒音を測定する場合がある。

[27] レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技総監督ならびに大会審査委員会の権限において、下記の罰則を課せられることがある。

- (1) 故意に走路を妨害した場合、失格とする。
- (2) レース中に他の援助を受けた場合、失格とする。
- (3) コース上で逆走した場合、失格とする。
- (4) コース審判により示された信号旗に従わなかった場合失格とする。
- (5) 1度コース外に出て他の所より再びレースに復帰した場合失格とする。
- (6) ウォーミングアップ中止後、エンジンを始動させた場合、1周減算とする。
- (7) フライングスタートした場合1周減算とする。

[28] レースおよび大会の中止

- (1) レースおよび大会は、特別な理由がない限り、打ち切ったり、中止したりされない。
- (2) 大会審査委員が、特別な理由によってレースのいずれかまたは大会そのものを中止しなければならないと判断した場合に限り、レースまたは大会を中止できる。
- (3) レースまたは大会を中止した場合、大会審査委員会がその理由を明示し、参加者が支払った参加料（共済費を含む）が返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

[29] 抗議

- (1) 抗議の申告は、1項目につき抗議保証金5000円を添えて大会事務局に提出しなければならない。暫定結果に対



- する抗議は発表後30分以内に限り受けられる。
- (2) 正式な手続きをふんで提出された抗議だけが受付られ、審査委員会において審議される。
- (3) 審査委員会が下したその裁定に対しては一切抗議することはできない。
- (4) 抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還される。

[30] 運営実行組織

大会運営・実行組織は公式プログラムまたは公式通知に示される。

[31] 公式通知、タイムスケジュール

公式通知および詳細なタイムスケジュールは、申込締切後発送される。

[32] 本規則の違反・裁定

本規則に対する違反は、すべて、大会審査委員会が決定し、罰則が適用される。裁定後はいかなる理由といえども従わなければならない。

[33] 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、事務局あて質議申立てができる。尚、この解答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

[34] 本規則の施行

本規則は出場申込受付日より有効となる。
尚、本規則に示されていない事項は、MFJ国内競技規則による。

昭和49年3月5日
大会事務局長

付 則

2 ヒート・システム
(2 回戦方式)の競技方法

MF J 選手共済組合制度

掛 金	400円	1名1大会
支 払 額	1日500円	500円×全治日数
支 払 期 限	4ヶ月	500円×120日
最高限度額	40万円	死亡・不具廃疾
適 用 期 間	大会当日のレース中(公式練習・公式予選を含む)	

支払請求
必要書類

(MF J 指定)

- ① 傷害程度を証明する医師の診断書
- ② 主催者の事故証明

- (1) 競技が2回戦(2ヒート)で行われる場合、各回戦とも30分+2周で行われる。
- (2) 各ヒートごとに次に記す得点が与えられる。
1位1点, 2位2点, 3位3点, 4位4点……20位20点……以下略……
- (3) 2回戦方式の最終順位決定は、①合計得点の少ないもの、②合計周回数が多いもの、③着順上位のあるもの、④2ヒート目の成績に従っておこなわれる。
- (4) 1ヒート終了後、すべての出走車輛は封印される。尚、封印された部品以外のものの交換は許される。

MF J 公認ヘルメット (J I S T-8133-2種以上)

(ロードレース、モトクロス用)

新井広武	クノー工業株	関コミネオートセンター	昭栄化工株	日立自動車用品	日栄プラスチック株	マルシン工業株
R-1A	KH-25	J S-1	H-1	(申請中)	C X-300	M-38
S-1Z	KH-35	V X-1	S H F	カスタム	C X-300P	M-56
R-5	KH-39	K S-10	S R-1	G T 750	C X-320	M-52
R-6		B D-201	S R-X7	G T 200	C X-500	M-500
R-7		H L-703	S R-Z	G T-1	C X-700	
R-7G			new-GV	~	C X-600P	
R S-1			G A	G T-5	B X-400P	
R X-7			G S	G T 100	B X-800P	
			D V			
			S T-Z			
			S X			
			H 2			
			R C 1			
			R C 2			

普及型ヘルメット規格品

(モトクロス用)

新井広武商店	マルシン工業株
R-1B	M-350
R-2	
R-10	
R-16	
R S-10	
R X-17	
U S-17	



'74全日本選手権大会特別規則

付 則



付 則 ・ 目 次

44● MF J 選手共済組合制度 / 2 ヒートシステム / 公認ヘルメット (ロードレース, モトクロス用) / 普及型ヘルメット規格品 (モトクロス用)

45● '74MF J 公認車輛 (No. 1)

46● '74MF J 公認車輛 (No. 2) / '74MF J 公

認車輛 (輸入車輛) / '74MF J 公認部品

47● MF J 全国スポーツ組織

48● ゼッケン・ナンバー (ロードレース部門)

49● ゼッケン・ナンバー (モトクロス部門)

/ 全日本ランキング順位決定の方法 / 最優秀選手選考基準

'74M.F.J.公認車輛 (No.1)

	川崎重工業(株)	鈴木自動車工業(株)	本田技研工業(株)	ヤマハ発動機(株)
90 cc	カワサキGA4 (トールボス90TR) カワサキM11 カワサキ90G1L カワサキ90GA1(90S) カワサキ90GA2 (90SS) カワサキ90GA3 (90SSS) カワサキG8T カワサキG8S カワサキG6	スズキ70K40 スズキA90 スズキK90 スズキスポーツAS90 スズキスクランプラー AC90 スズキT90(ウルフ90) スズキTS90 (ハスラー-90) スズキTS904 スズキGA50 スズキTM75	ホンダCL65 ダックスホンダST70 ホンダCS90 ホンダCD90 ホンダSL90K ベンリイCL90 ベンリイCL90K ベンリイSL90 ベンリイCB90	ヤマハミニJT60(JT1) ヤマハメイトV70 (S, D, E, S, ED) ヤマハメイトV90D (V90) ヤマハトール90HT1 ヤマハトールHT90 (HT-2) ヤマハトールDT90 (429) ヤマハトールスペシャル MX90(HT2-MJ) ヤマハトールスペシャル MX90(403) ヤマハトールMR50 ヤマハスポーツFX50 ヤマハスポーツRD50 (481)
125 cc	カワサキB1-T カワサキ120C1 カワサキ120C2SS カワサキF6(125-TR) カワサキKX125	スズキK125(S10) スズキTC120 スズキT125 スズキT125-2 (ウルフ125) スズキTS125 (ハスラー-125) スズキTM125	ベンリイCD125S ベンリイCL125 ベンリイCB125 ベンリイCB125S ホンダCD125 ホンダCD125K ホンダCL125K ホンダCB125 バイアルSTL125 エルシノアCR125M エルシノアMT125	ヤマハ125A7 ヤマハスポーツ 125AS1デラックス ヤマハスポーツ 125AS2 ヤマハトール125AT1 ヤマハトールスペシャル MX125(AT2-MJ) ヤマハトールスペシャル MX125(401) ヤマハスポーツ RD125(404) ヤマハトールDT125 (452) ヤマハYZ125(453)
250 cc	カワサキ175B11L カワサキ175B11TL カワサキ250A1 カワサキF21M カワサキF8 (250-TR) カワサキF11 (250-TR) カワサキ250SS(S1) カワサキKX250	スズキT200 スズキTC200 スズキT250(T20) スズキTC250 スズキTS250 (ハスラー-250) スズキTS250-III (ハスラー-250) スズキTM250 スズキGT250B スズキRH250 スズキRL250L	ホンダCL175 ホンダSL175 ホンダCB175 ホンダCL250 ホンダCB250 エルシノアCR250M エルシノアMT250	ヤマハトールDT1 ヤマハトールDT250 (DT1) ヤマハトールDT250-R (DT1) ヤマハトールDT250 (DT1F) ヤマハトールスペシャル MX250(DT2-MR) ヤマハ250DS6 ヤマハスポーツDX250 (DS7) ヤマハスポーツ DX250PRO ヤマハロードレーサー TD3 ヤマハスポーツ RD250(361) ヤマハトールスペシャル MX250(364) ヤマハYZ250(431) ヤマハTZ250(430) ヤマハトリアル TY250J(461) ヤマハトールDT250 (450) ヤマハYZ250(483)

'74M.F.J.公認車輛 (No.2)

	川崎重工業(株)	鈴木自動車工業(株)	本田技研工業(株)	ヤマハ発動機(株)
350 cc	カワサキ350A7 カワサキ350SS(S2) カワサキF5(350-TR) カワサキS2T	スズキGT350(T350)	ホンダCL350 ホンダSL350 ホンダCB350	ヤマハトレール 360RT1 ヤマハスポーツ 350R1 ヤマハスポーツ 350R3 ヤマハスポーツ RX350(R5) ヤマハスポーツ RX350PRO ヤマハロードレーサー TR3 ヤマハスポーツRD350 ヤマハTZ350(383)
500 750 cc	カワサキ500KA (500SS) カワサキ650W1 カワサキ650W1 カワサキ750SS(H2) カワサキZ2 カワサキW3 カワサキH1 カワサキS3	スズキTM400 スズキTS400 (ハスラー400) スズキGT380 スズキGT380B スズキT500 スズキGT550B スズキGT750	ドリームCB450 ホンダCL450 ホンダCB450K1 ホンダCB500 ホンダCB750	ヤマハスポーツ 650XS1(S650) ヤマハトレールDT360 (446) ヤマハスポーツTX500 (371) ヤマハスポーツTX650 (447) ヤマハスポーツTX750 (341)

'74M.F.J.公認車輛 (輸入車輛)

	ハスクバーナ	ヤ	ワ
125cc	125CR		
250cc	250CR	(仮公認)	CZ250

'74M.F.J.公認部品

鈴木自動車工業(株)	TS50キットパーツ TS90キットパーツ TS125キットパーツ TS904 オプショナルパーツ(含ミッション) TM125/250シリンダー	TS250Ⅲキットパーツ TS125用5速ミッション TS500用5速ミッション	川崎重工業(株)	GAキットパーツ C2SSキットパーツ F6キットパーツ F8キットパーツ F11キットパーツ (ミッション含む) A1レーシングパーツ (ブレーキ) KA1レーシングパーツ (ブレーキ) KA2レーシングパーツ H2レーシングパーツ Z2用オイルクーラーアッセン Z2用前輪右ディスクブレーキ
ヤマハ発動機(株)	AX125オプショナルパーツ DX250オプショナルパーツ RX350オプショナルパーツ MX250用ボディシリンダー MX90オプショナルパーツ MX125用シリンダー		萱場工業(株)	フロントフォーク125MXF フロントフォーク250MXF リヤクッションユニット125MXF リヤクッションユニット250MXF エヤサスペンション2510D-EE
本田技研工業(株)	CB90キットパーツ CS90キットパーツ CB250キットパーツ CB350キットパーツ CB750キットパーツ	CB350用6速ミッション CB125S用 6速ミッション CB125フロントブレーキ CB125リヤブレーキ CR125M オプショナルパーツ		

'74M.F.J.全国スポーツ組織

北海道地方			
MFJ北海道中央スポーツ委員会	佐藤秀幸	〒063 札幌市西区24軒1条7丁目35 北海道ヤマハ店内	011-641-2711
MFJ札幌スポーツ委員会	・	・	
MFJ函館スポーツ委員会	谷口陽一郎	〒080 函館市の場町20番20号 函館軽自動車協会内	0138-51-1404
MFJ旭川スポーツ委員会	川尻隆康	〒070 旭川市1条通り5丁目右7号 細川商会内	0166-22-7301
MFJ釧路スポーツ委員会	三浦 勇	〒084 釧路市鳥取大通5丁目13番5号 釧路軽自動車協会内	0154-23-5216
MFJ北見スポーツ委員会	山口 信一	〒090 北見市三輪25番地 全国軽自動車協会北見地区事務所内	01572-4-6130
東北地方			
MFJ東北スポーツ委員会	斉藤三千雄	〒982 仙台市長町6-6-9 仙台テクニカルハイランド内	0222-48-5747
MFJ青森県スポーツ委員会	・	〒036 弘前市上土手町205 工藤自転車商会内	0172-25-5678
MFJ岩手県スポーツ委員会	山本昌三郎	〒020 盛岡市上堂1丁目3-32 岩手カワサキ販売店内	0196-24-0321
MFJ秋田県スポーツ委員会	佐藤道雄	〒010 秋田市高陽幸町16-16 秋田日光モーターズ内	0188-23-4211
MFJ山形県スポーツ委員会	吉田勝男	〒990 山形市大字江俣字裏田1436 山形県軽自動車協会内	0236-41-9343
MFJ福島県スポーツ委員会	高木徳政	〒978 福島県石川郡石川町母畑字桶田114	02472-2-2814
MFJ宮城県トライアル委員会	石山万治郎	〒982 仙台市郡山字町31 今野輪業商会内	0222-48-8245
関東地方			
MFJ関東スポーツ委員会		設立準備中	
MFJ東京都スポーツ委員会	高山光一	〒108 東京都港区港南3-3-10 関東信越モーターサイクル協会	03-472-6241
MFJ長野県スポーツ委員会	秋山山広	〒390 長野県松本市出川町1643 秋山建設内	0263-25-1410
MFJ埼玉県スポーツ委員会	杉本時夫	〒330 大宮市吉野町2丁目222の10 埼玉スズキ販売店内	0486-63-5911
MFJ東京トライアル委員会	高山光一	〒108 東京都港区港南3-3-10 関東信越モーターサイクル協会	03-472-6241
中部地方			
MFJ中日本スポーツ委員会		設立準備中	
MFJ北陸スポーツ委員会	斉藤正義	〒930 富山市藤木521-1 富山県軽自動車協会内	0764-24-6420
MFJ福井県スポーツ委員会	永田龍三郎	〒910 福井市宝永町4-14-3 秋元レーシングサービス内	0776-22-5706
MFJ愛知県スポーツ委員会	島田 堯彦	〒455 名古屋市市中区稲葉地町3丁目8番地	052-412-5154
MFJ中部スポーツ委員会	志賀泰紀	〒462 名古屋市北区辻本通2-34 ヤマハ発動機機名古屋支店内	052-913-2121
MFJ中部トライアル委員会	鈴木唯一	〒470-01 愛知県愛知郡東郷町諸輪字東脇59-99	05613-8-0736
関西地方			
MFJ関西スポーツ委員会	西海義治	〒673 神戸市垂水区玉津町居住67-1 兵庫県軽自動車協会内	078-927-7701
MFJ関西トライアル委員会	山本 隆	〒675 兵庫県加古川市野口町良野261-3 山本レーシングサービス内	0794-23-2335
中国地方			
MFJ西日本スポーツ委員会	大野弘雄	〒730 広島市松川町3-19	0822-61-8386
MFJ山口スポーツ委員会	山本 巧	〒740 岩国市東町2-16-52 岩国カワサキ自動車販売内	0827-21-1654
MFJ岡山スポーツ委員会	福岡康男	〒710 倉敷市沖字中田8の1 岡山県軽自動車協会内	0864-24-1211
四国地方			
MFJ四国スポーツ委員会	武智和夫	〒760 高松市福岡町4丁目14 カワサキ西日本販売高松営業所	0878-51-8231
MFJ香川県スポーツ委員会	岡 義明	〒763 香川県丸亀市西本町326	08772-2-2921
九州地方			
MFJ九州スポーツ委員会	鴨川清志	〒822 直方市山部浦山744-5	092-77-5508

No.	氏名	グループ	No.	氏名	グループ
1	和田正宏	マックウェスタン	47	武部 衛	スポーツライダース
2	阿部孝夫	マウンテンライダース	48	大橋 富夫	フラワーレーシング
3	隅谷守男	テクニカルスポーツ	49	大熊 和夫	ブルーヘルメットMSC
5	安良岡 健	アラオカレーシング	50	安田 孝夫	SSRT高取
6	浅見 真男	ワールドワイドMC	51	数井 隆	ブレイメイトレーシング
7	根本 健	フライングドルフィン	52	小林 弘	
8	糟野 雅治	#	53	佐藤 光一	スポーツライダース
10	金谷 秀夫	スポーツライダース	54	福本 要	マックウェスタン
11	杉本 五十洋	マックウェスタン	55	加藤 進	
12	高井 幾次郎	ブレイメイトレーシング	56	鍋田 正明	チームMSR
14	大脇 俊夫	#	57	小崎 誠	鈴鹿レーシングチーム
15	四方 英司	C・レンシュポルツ	58	山田 実	チームMSR
16	河崎 裕之	スポーツライダース	59	川田 清	小田原キャッスルR
17	本橋 明泰	#	60	高野 敏朗	結城レーシングチーム
18	三室 恵義	#	61	西川 茂	浜松エスカルゴ
19	内田 隆	レーシングスポーツ	62	重村 敬一	マックウェスタン
20	里村 祥二	フライングドルフィン	63	前田 光明	
21	伊波 朝夫	#	64	古川 隆明	神戸スーパースポーツRT
22	杉本 泉	オートルーキーRC	65	平野 領造	チームアトランター
23	加藤 準	フライングドルフィン	66	斉藤 茂憲	レーシングチーム神戸
24	大本 十生	マックウェスタン	67	岩道 博	岡山ユニオンレーシング
25	北浦 明雄	#	68	秋吉 昌英	C・レンシュポルツ
26	森脇 護	ヨシムラレーシング	69	原川 芳郎	
27	福井 才二	チーム船場	70	滝本 宗雄	ビクトリーレーシングチーム
28	小塚 法征	ブレイメイトレーシング	71	木下 英治	チーム船場
29	土居 知	フライングドルフィン	72	兼康 建徳	SSRT高取
30	江崎 正	レーシングスポーツ	73	杉浦 音平	名城レーシング
31	角谷 新二	ブルーヘルメットMSC	74	久保 信男	
32	小松 泰雄	ワールドワイドMC	75	杉山 晴夫	名城レーシング
33	大田 耕治	チームコウジ大田&明和RC	76	伊藤 啓二	
34	渡辺 富士夫	マックウェスタン	77	杉山 正己	チームアトランター
35	近藤 英二	チームアトランター	78	野口 惣治	RG棟志郎
36	柴 正之	岐阜レーシング	79	兵頭 正明	C・レンシュポルツ
37	片山 敬清	木の実レーシングチーム	80	輝井 峰	ワールドワイドMC
38	毛利 良一	#	81	丸山 茂雄	#
39	加藤 昇平	オートルーキーRC	82	大月 信和	大月レーシング
40	清原 明彦	神戸スーパースポーツRT	83	芹沢 章三	
41	青木 辰己	ブレイメイトレーシング	84	熊野 正人	
43	上田 公次	鈴鹿レーシングチーム	85	佐藤 順造	オートルーキーRC
44	林 和雄	C・レンシュポルツ	86	山崎 達衛	チーム東希和
45	徳野 政樹	浜寺レーシング	87	坂 公平	鈴鹿レーシングチーム
46	莊 利光	マウンテンライダース	88	新田 茂	木の実レーシングチーム

No.	氏 名	グ ル ー プ	No.	氏 名	グ ル ー プ
89	岡本 肚志憲	木の実レーシングチーム	99	瀬 賀 和 夫	ワールドワイドMC
90	坂 本 裕 介	レーシングスポーツ	100	野 瀬 央 樹	マックウェスタン
91	相 沢 清 一	ブルーヘルメットMSC	101	鈴 木 哲 夫	木の実レーシングチーム
92	大 島 実	鈴鹿レーシング	102	安 藤 道 男	
93	千 石 清 一	スマイレレーシング	103	大 野 真 徳	
94	上 野 真 一	レーシングスポーツ	104	加 茂 秀 典	
95	松 岡 平 八	浜松スポーツライダーズ	105	西 尾 雄 次 郎	チーム船場
96	近 藤 博 志	木の実レーシングチーム	106	加 藤 祐 二	岡山ユニオンRT
97	山 田 純	フライングドルフィン	107	坪 井 文 夫	小田原キャッスルR
98	荒 木 博	スポーツライダーズ	108	館 野 忠 次 郎	中部スポーツライダー

'74・ゼッケン・ナンバー (モトクロス・セニア部門)

No.	氏 名	グ ル ー プ	No.	氏 名	グ ル ー プ
1	鈴木 都 良 夫	遠州ライダーズ	16	安 井 隆 志	神戸スーパースポーツRT
2	鈴木 秀 明	"	17	小 林 光 広	スポーツライダーズ
3	増 田 耕 二	岡山ユニオンRT	18	高 橋 道 雄	東北SSクラブ
5	岩 尾 一 敏	エキスパレスMCC	19	加 藤 清 丸	カトウYトレールR
6	杉 尾 良 文	木の実レーシングチーム	20	石 田 賢 一	東北SSクラブ
7	小 田 切 信 雄	東北SSクラブ	21	木 原 泰 彦	
8	瀬 尾 勝 彦	エキスパレスMCC	22	藤 秀 信	チーム高武
9	松 本 満 男	マウンテンライダーズ	23	岸 川 清 秀	福岡ブルーエンゼル
10	川 崎 利 広	浜松スクランブルC	24	木 下 信 安	福岡ブレイメイト
11	吉 村 太 一	テクニカルスポーツ	25	大 関 昌 典	福岡ブルーエンゼル
12	鈴木 忠 男	スポーツライダーズ	26	石 井 正 美	スポーツライダーズ
14	竹 沢 正 治	神戸スーパースポーツRT	27	唐 沢 栄 三 郎	遠州ライダーズ
15	池 田 勝	福岡ブルーエンゼル	28	山 口 達 夫	インパルス

全日本選手権ランキング

順位決定の方法

- (1) シリーズ戦の数の過半数の最少整数回数の得点の和の最も大なるものから順位を決定する。但し、30点未満の者はチャンピオンとはせずランキング2位となる。
- (2) (1)で同点となった場合、上位入賞回数が多いものが上位となる。
- (3) (2)で決定できない場合、同一レースの統計順位で決定する。
- (4) (3)で決定できない場合1又は、それ以上のレースの成績を加える。
- (5) (4)で決定できない場合、前年度のランキングによ

って決定する。但し、ランキング同位の場合は排気量の大きいクラスを優先する。

- (6) 以上で決定できない場合は資格審査委員会にて最終決定する。

最優秀選手選考基準

エキスパート・ジュニア、セニア部門から、下記の基準に基いて、各1名の最優秀選手が選考される。

- (1) 各クラスのチャンピオン
- (2) 他のクラスのランキングの最も良いもの
- (3) 成績上位入賞合計回数の多いもの
- (4) 以上で決定できない場合は、資格審査委員会にて最終決定する。

この規則書は、日本小型自動車振興会
からオートレース公益資金の補助をうけ
て出版されたものです。



1974年版

M.F.J.国内競技規則

昭和49年3月25日 印刷

昭和49年4月1日 発行

日本モーターサイクル協会

〒104 東京都中央区銀座1-9-12

大盛ビル

TEL 03 (561) 8566

Kawasaki モトクロス専門店



フレーム改造

KX125 ¥30,000

250 ¥30,000

ファクトリー同寸マフラー

KX125 ¥15,000

250 ¥17,000

その他注文に応じて製作致します。

名古屋駅

笹島

六

稲葉地本通

中村青年の家

稲葉地町
バス停

?

交番

クラブ員募集 (ファイトある君を求む)

モトクロス
ショップ **島田製作所**
尾張鯨名古屋

名古屋市 中村区 稲葉地町3丁目8番地
(〒453) 電話052 (412) 5154



新製品 M.F.J. 会員に特別価格で!!

★トライアル、ツーリング、モトクロス用上衣

牛皮製高級品 ¥13,000

★ロードレース用ツナギ

★モトクロスズボン

小牛革製 ¥18,000より

A (牛革高級品) ¥25,000より

B (牛革最高級品) ¥30,000より

C (小牛革最高級品) ¥45,000より

D (腹小牛革最高級品) ¥65,000より

(腰バンド付)

◆ツナギは1kg迄可能です。

あなたも伝統と信用を誇る (20
年間もの歴史をもつ) 佐藤製作
所のツナギで走ってみませんか

●レーサー服ジャンパーの専門トップメーカー●

M.F.J. 会員特別割引申込先 (M.F.J. 指定)

佐藤製作所

東京都墨田区東向島1丁目13番2号 電話 (03) 611-0039 (支払い方法は相談に応じます)

JK タフなモトクロスライアル用品、部品



MK-1B(トライアル用)
セッティングプレート



MK-97
レバー



MK-100
サイレンサー



MK-54(モトクロス用)
ハンドル



MK-50A
マスク



MK-14A
レバーカバー



MK-66A
ダイナモカバー



MK-02(トライアル用)
ハンドル



MK-61A
ホーンプロテクター



MK-94
バイザー



MK-92
ニギリゴム



ハンドル
トライアル用(クロモリ)
MK04 高さ 6 1/2"
MK04A * 6"
MK04B * 5 1/2"



MK-01
フェンダーマットガード



MK-94C
バイザー



MK-03
チエンガイドローラー

モトクロス用品、部品、開発事業部

総発売元 **木島ゴム工業株式会社** 〒116 東京都荒川区西日暮里1-57-7
TEL 03-807-0156(代)

本物を追求する心が生んだ自信作

THE BOOTS



プロタイプ ¥20,000



プロフェッショナル ¥15,000



プロマジック ¥16,000

MOTOR-CYCLE-SPORT-EQUIPMENT
KUSHITANI

通信販売希望の方は浜松本店メールサービス部へ
本店=静岡県浜松市寺島町382
〒430 TEL0534-52-6292(代表)
営業所=東京都世田谷区桜3-8-12 三桜ビル
〒156 TEL03-425-3374

使って安心 軽くて 丈夫な D.I.D. リム



リム

鋼製
1.10 1.20 1.40
1.60A 1.85B
2.15B 3.00D
軽合金製
(E & EH Type)
1.40 1.60
1.85B 2.15B

ドライブチェーン

標準品

D.I.D 415S D.I.D 420
D.I.D 428 D.I.D 520
D.I.D 50

特殊品

D.I.D 428D D.I.D 428T D.I.D 428TM
D.I.D 520SD D.I.D 525T
D.I.D 50DS D.I.D 50HDS



チェーンオイル "ロングライフ"

モーターサイクルチェーンの DAIDO がチェーンのために開発したスプレータイプの潤滑油です。
ローラチェーンの伸びを防ぐ素晴らしい効能を持っています。

伸び



D.I.D 大同工業株式会社販売店

本社 922 石川県加賀市大型寺駅前
出張所 大型寺(07617)2-1234(代)

東京 101 東京都千代田区東神田2丁目15の15号 ☎(03)862-0421
名古屋 460 名古屋市中区錦1丁目6の5号 ☎(052)221-8251
大阪 542 大阪市南区末吉橋通3の5 ☎(06)251-2026
福岡 812 福岡市須崎町6の14号 ☎(092)28-4571

岡田グループ 140 東京都品川区南品川2-2-5 ☎(03)474-2422
岡田商店・

和泉商行 550 大阪市西区京町堀1-106 ☎(06)441-2651
辻本商店 556 大阪市浪速区新川3の608 ☎(06)631-6781
南海部品 530 大阪市北区曾根崎新地3の36 ☎(06)344-1581
梅田部品 530 大阪市北区堂島西町22 ☎(06)453-0461
パーツセンター 810 福岡市大名町1-7-10 ☎(092)78-6661



大地の鼓動が伝わる そんな感じが俺を駆る。

大地を、決してハイウェイとは思わない。だが、それと同じように俺をしっかり支えてくれる確かなヤツ——YOKOHAMAモトクロスタイヤ。これある限り、大地は俺のもの。安全に“生”をつづけさせてくれるより確かな足。ふんばれば、大地の鼓動が聞こえてきそうだ。

★発売サイズ 3.50-18 4.00-18 4.50-18 4.60-18



YOKOHAMA



ヘルメット着用
●変型ハンドルなど
危険な改造はやめましょう。

苛酷なレースを耐えぬく強靱さ

うわさのモトクロッサーMXシリーズ。

プロフェッショナルなダイナミズムをあなたに
いま市販レーサーとしてお届けする
モトクロッサーMXシリーズは徹底的な軽量化に成功、
またCDI点火・2ストローク・ハイパワーエンジンや
かざかざの装備はレーシングマシンを
乗り易く、扱い易くし、初心者からセニアまで
広範囲にモトクロスをお楽しみいただけます。

KAWASAKI 250-MX

〈新発売〉



●2ストローク単気筒・ピストンバルブ ●246cc ●5段リターン
●最高出力34ps / 8000rpm

KAWASAKI 125-MX

〈新発売〉



●2ストローク単気筒・ロータリーバルブ ●124cc ●6段リターン
●最高出力22ps / 9500rpm

KAWASAKI

川崎重工業株式会社・発動機事業本部 / カワサキオートバイ販売株式会社
〒613 高津区南町1044号1番1号 / 東京都港区新橋1丁目1番1号(住居表示)

